

## 嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注稿 その(二)

「秦代出土文字史料の研究」班

齋藤 賢・畑野 吉則  
藤井 律之・宮宅 潔  
宗 周太郎・目黒 杏子

### 凡例

・ 本稿は、『嶽麓書院藏秦簡(肆)』(上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇一五、以下、「嶽麓(肆)」と略稱)の第二組前半(168簡)の譯注である。

#### ・ 釋文

原則として嶽麓(肆)の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓(肆)の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿では「＝」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鉤型の符號も、「┐」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、

さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

□…簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

□…一字不明。

…字跡ならびに文字數不明。

⊠…斷片的な墨跡から判讀した文字。

【】…墨跡は見えないが内容から補った文字。

( )…通假字。

〈〉…誤字。

## ・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至（編）『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）

また注に挙げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡…「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを挙げ、簡番號を附した。簡番號は「睡虎地秦墓竹簡」（文物出版社、一九九〇）に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

龍崗秦簡…『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇二）の簡番號に據った。

また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

里耶秦簡…第五・六・八層出土簡は「里耶秦簡」〔壹〕（文物出版社、二〇一二）の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』（第一卷）（武漢大學出版社、二〇一二）に據り改めた。それ以外の出土簡は『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三）に據った。

嶽麓書院所藏簡…『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇）は「嶽麓〔壹〕」とし、同書が使用する整理番號を附した。『嶽麓書院藏秦簡（貳）』以下も同様である。なお、今回の譯注から『嶽麓書院藏秦簡（伍）』（上海世紀出

版集團・上海辭書出版社、二〇一七）を參照した。

張家山漢簡…「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを挙げた。釋文は「張家山漢墓竹簡（二四七號墓）」（文物出版社、二〇〇二）と『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）とを併せて參照した。

「奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。

居延漢簡…居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を挙げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（EPT、EPF、等）を挙げた。

懸泉置漢簡…『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇二）等で示されている原簡番號を挙げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

## 《一〇六—一〇八》

●田律<sup>①</sup>曰、租禾稼<sup>②</sup>・頃芻稟<sup>③</sup>、盡一歲<sup>④</sup>不齊<sup>⑤</sup>（畢）入、及諸賁<sup>⑥</sup>它縣官<sup>⑦</sup>者、書到其縣官<sup>⑦</sup>、盈卅日弗入、及有逋不入<sup>⑧</sup>者、賁其人及官嗇夫<sup>⑨</sup>・吏主者<sup>⑩</sup>各一甲<sup>⑪</sup>、丞・令<sup>⑫</sup>・史<sup>⑬</sup>各一盾<sup>⑭</sup>。逋其入而死亡<sup>⑮</sup>・有辜<sup>⑯</sup>毋<sup>⑰</sup>（無）後<sup>⑱</sup>、不可得者、有<sup>⑲</sup>（又）令官嗇夫・吏代償<sup>⑳</sup>。

108 (1283)

107 (1282)

## 【譯】

●田律。租として納める禾稼や一頃ごとに納める芻稟を、一年が終わってもすべて納入しなければ、およびおよそ他縣から借りた場

合に、文書がその所屬の縣に到着して三十日以内に納入しなければ、およびのがれて納入しなければ、本人および官嗇夫・擔當官吏はそれぞれ貲一甲、丞・令・令史はそれぞれ貲一盾。滯納したまま、死亡したり罪を犯したりして後継ぎがなく、負債を回収できない場合は、さらに官嗇夫・官吏に代償させる。

【注】

①田律・「田律」は『周禮』注に見える他、出土史料では睡虎地秦簡・張家山漢簡「二年律令」にも現れる。嶽麓〔肆〕では第二組に見え、冒頭に四條、さらに中間〔173〕と末尾〔280〕に一條づつ配置される。

四曰野禁。〔注、野有田律。〕〔周禮〕秋官士師

■田律。〔二年律令257〕

②租禾稼…租として納めるべき穀物。租は田租、すなわち收穫に對する税。禾稼は穀物。古來、田租は收穫量の十分の一とされたが、漢高祖は税率を輕減して、十五分の一とした。里耶秦簡には一畝あたり一石五斗を納めさせた事例が見える。

租、田賦也。从禾、且聲。〔說文解字〕七篇上

有賦有税。税謂公田什一及工商衡虞之入也。〔漢書〕食貨志上

上於是約法省禁、輕田租、什五而税一、量吏祿、度官用、以賦於民。〔同〕

遷陵卅五年狼〔壘〕田興五十二頃九十五畝、税田四頃□□

戶百五十二、租六百七十七石。衛〔率〕之、畝一石五。〔里耶秦簡

⑧ 159〕

●鞫□悍上禾稼租志誤少五【穀】□□〔里耶秦簡⑧ 129背〕

租禾。税田廿四步、六步一斗、租四斗。〔嶽麓〔貳〕「數」14〕

③頃芻稟…税として耕地一頃ごとに課される芻稟。秦律十八種および二年律令にみえ、基本的にはいずれも頃ごとに芻三石・稟二石であった。

入頃芻、以其受田之數、無狼〔壘〕不狼〔壘〕、頃入芻三石・稟二石。…田律〔秦律十八種8〕

入頃芻、頃入芻三石、上郡地惡、頃入二石。稟皆二石。令各入其歲所有、毋入陳。不從令者罰黃金四兩。收入芻稟、縣各度一歲用、芻稟足其縣用、其餘令頃入五十五錢以當芻稟。芻一石當十五錢、稟一石當五錢。〔二年律令240~241〕

④盡一歲…「一」の書體が不自然で、のちに書き入れた、あるいは誤記の可能性がある。通常は「盡歲」とされ、「盡一歲」の例はほとんど見當たらない。

方出軍行師、敢有趨謹犯法者、輒論斬、毋須時、盡歲止。〔師古曰、至此歲盡而止。〕〔漢書〕王莽傳下

其移徙者、輒移其行繇〔徭〕數徙所、盡歲而更爲券、各取其當繇〔躡〕及有贏者日數、皆署新券以繇〔躡〕。〔嶽麓〔肆〕247〕

官作居貨贖責〔債〕而遠其計所官者、盡八月各以其作日及衣數告其計所官、毋過九月而齊〔畢〕到其官。〔秦律十八種139~140〕

⑤資…借りること。

資、从人求物也。〔說文解字〕六篇下

府中公金錢私資用之、與盜同讞。●可〔何〕謂府中。●唯縣少內爲府中、其它不爲。〔法律答問32〕

芻廩積五歲以上者以貸、黔首欲貸者、到收芻廩時而責（債）之。  
〔嶽麓〕〔肆〕 386

⑥縣官…國家、ないしは縣の官府。ここでは縣の官府の意として解釋した。里耶秦簡「更名扁書」から「王室」「公室」が「縣官」に改められたことが知られるが、嶽麓簡には「縣の官府」の用例もみえる。

王室曰縣官。公室曰縣官。（里耶秦簡⑧461）

縣官謂天子也。所以謂國家爲縣官者、夏官王畿內縣卽國都也。王者官天下、故曰縣官也。（『史記』絳侯周勃世家 索隱）

今且令人案行之、舉劾不從令者、致以律、論及令・丞。有（又）有（又）且課縣官、獨多犯令而令・丞弗得者、以令・丞聞。以次傳。別書江陵布。以郵行。（語書7～8）

【●】具律曰、有獄論、徵書到其人存所縣官、吏已告而弗會及吏留弗告、告弗遣、二日到五日、貲各一盾。過五日到十日、貲一甲。過十日到廿日、貲二甲。後有盈十日、輒駕（加）貲一甲。（嶽麓〔肆〕 230～231）

⑦書到其縣官…この場合の「書」とは貸與分の徴収についての文書であり、それは借りた者が所屬する縣に送付された。

⑧逋不入…租税の納付や徭役などの義務を放置し、逃れること。68

～69簡注⑥参照。

隸臣妾及諸當作縣【道】官者、僕・庸爲它作務、其錢財當入縣道官而逋未入、去亡者、有（又）坐逋錢財賊（賊）、與盜同罪。（嶽麓〔肆〕 68～69）

⑨官嗇夫…縣所屬の各官署に置かれた責任者。里耶秦簡では遷陵縣に倉・庫・少内・司空などの官署があり、それぞれに嗇夫が置かれた。

遷陵吏志。…（中略）…官、嗇夫十人。 其二人缺。 三人徭使。

今見五人。（里耶秦簡⑦67+⑨631）

官、嗇夫、節（卽）不存、令君子母（無）害者若令史守官、毋令官佐・史守。 置吏律（秦律十八種161）

⑩吏主者…主管者、擔當者のこと。54～59簡⑭参照。54～59簡および二年律令でも、官嗇夫と吏主者は同じ量刑で罰せられている。其失火延燔之、罰金四兩、責所燔。郷部・官嗇夫・吏主者弗得、罰金各二兩。（二年律令4～5）

⑪丞・令・令史…里耶秦簡や二年律令では「令・丞・令史」の順序で記される。令と丞の順序が入れ替わっている事例は、嶽麓簡に多數見える他、秦律十八種にも一例存在する。重文記號を用いて書寫する文字數を削減するため、通常とは異なる順序に並んでいるものか。

官府受錢者、千錢一畚、以丞・令印。不盈千者、亦封印之。錢善不善、雜實之。出錢、獻封丞・令、乃發用之。百姓市用錢、美惡雜之、勿敢異。 金布（秦律十八種64～65）  
令丞・令史主解說爵及（里耶秦簡⑧873）

⑫貲一盾…財産刑の一種。1～2簡注②参照。

⑬死亡・有辜…整理小組は「死・亡有辜」と斷句するが、秦律十八

種や里耶秦簡の用例に基づき、「死亡・有辜（死亡あるいは有罪）」と解釋した。辜については、82簡注②および亡律「解題」参照。

百姓段（假）公器及有責（償）未責（償）、其日踐以收責之、而弗收責其人死亡、及隸臣妾有亡公器・畜生者、以其日月減其衣食、毋過三分取一、其所亡衆、計之、終歲衣食不踐以稍賞（償）、令居之、其弗令居之、其人【死】亡、令其官畜夫及吏主者代賞（償）之。金布（秦律十八種77-79）

●其段（假）者死亡・有辜（罪）毋（無）責也、吏代賞（償）。毋擅段（假）公器、者（諸）擅段（假）公器者有辜（罪）、毀傷公器及□者令賞（償）。（秦律十八種106-107）

廿八年遷隸隸臣妾及黔首居贖責作官府課。●泰（大）凡百八十九人亡。●衛（率）之、六人六十三分人五而死亡一人。

已計廿七年餘隸臣妾百一十六人。

廿八年新入廿五人。

●凡百五十一人、其廿八死亡。●黔道（首）居贖責作官廿八人、其一人死。（里耶秦簡⑦304正）

【尉】課志

卒田課

卒死亡課

●凡三課

司寇田課（里耶秦簡⑧428）

畜官課志

畜牛死亡課

徒隸牧畜死負・剝賣課

畜牛產子課

徒隸牧畜畜死不請課

畜羊死亡課

馬產子課

畜羊產子課

●凡八課（里耶秦簡⑧490+⑧501）

敬問之。吏令徒守器而亡之、徒當獨負。●日足以責、吏弗責、負

者死亡、吏代負償。（里耶秦簡⑧625正）

⑭母後…後繼がないこと。

死母後而有奴婢者、免奴婢以爲庶人、以庶人律予之其主田宅及餘財。（二年律令382）

⑮代償…本人に代わって官吏が未納分を納める。前注⑬所引の秦律十八種および里耶秦簡⑧625参照。

【解説】

本條は、納入されるべき穀物や芻稾の滞納について、以下の三つのケースを挙げる。

（1）一年が終わっても納税し終わらなかった場合。

（2）他縣から借り、請求文書が借りた者の所屬する縣に届いたものの、三〇日以内に納入しなかった場合。

（3）その他、滞納して納入しなかった場合。

こうした滞納に対しては、滞納者本人（其人）が贗刑とされた他、関連する部署の畜夫や縣の令・丞・令史の監督責任も問われた。さらに滞納者が死亡したり、罪を犯して刑徒にされたりし、後繼もおらず、本人や後繼から未納分を徴収できない場合は、官吏がそれを肩代わりした。この場合の「有辜」とは、財産刑に相當するような微罪ではなく、死刑や、本人の身柄が官に沒收される城旦・鬼薪刑のような、本人からの取り立てがもはや不可能となる重罪が想定されているのだろう。

「頃芻稾」の納入規定は秦代には田律に收められており（注③所引秦律十八種）、本條が示すとおり、その滞納もまた田律中の一條で

あった。右に舉げた(2)(3)の滞納も、器物の貸借や徭役逃れではなく、錢穀の滞納を主眼に据えたものと推測される。

# 《二〇九—二一〇》

●田律曰、侍<sup>①</sup>莖<sup>②</sup>郵<sup>③</sup>・門<sup>④</sup>期足<sup>⑤</sup>、以給乘傳<sup>⑥</sup>晦行求燭者<sup>⑦</sup>。郵具二席及斧・斤・鑿・錐・刀・鐔<sup>⑧</sup>・繡<sup>⑨</sup>、置梗<sup>⑩</sup>(梗)井旁<sup>⑪</sup>。吏有縣官事<sup>⑫</sup>使而無僕<sup>⑬</sup>者、郵爲飭<sup>⑭</sup>。有僕、段(假)之器、勿爲飭。皆給水醬<sup>⑮</sup>(漿)。

109 (1277)  
110 (1401)

## 【譯】

●田律。たいまつを郵や門に供給し、必ず充足させるようにしておき、傳に乗って夜道を行くのにあかりが必要な者に支給する。郵は二枚の敷物および斧・斤・鑿・錐・刀・鐔・繡をととのえ、井戸の傍に梗を設置する。官吏で公務の使いであるのに下僕がいなければ、郵は炊事をする。下僕がいれば、器物を貸し出し、炊事はしない。いずれも水漿を支給する。

## 【注】

①侍…「侍」に通じ、支給する、供給するの意であろう。  
不若脩(修)德而侍(侍)其亂也。(銀省山漢簡・晏子559)  
關市之賦、以待王之膳服。「侍、猶給也。」(《周禮》天官天府)  
別案として、「侍」は「痔」に通じ、たくわえるの意(「痔、儲置屋下也。」「說文解字」九篇下)とする意見も出た。

②莖…「蒸」に同じ。たいまつ、たきぎ。

帥其徒以薪蒸役外内饗之事。「鄭注、役、爲給役也。木大曰薪、小曰蒸。」(《周禮》天官甸師)  
蒸、一名敢。今俗謂之麻骨梃、古燭用之。故凡用麻幹・葭葦・竹木爲燭、皆曰蒸。(《說文解字通訓定聲》升部第二)

③郵門…「郵」は文書遞送のための施設。一定の距離ごとに置かれた。「門」は、郵と同じく文書遞送にあたった「門亭」のことだろう。

留侯病、自彊起、至曲郵。「索隱、郵音尤。…漢書舊儀云、五里一郵、郵人居間、相去二里半。」(《史記》留侯世家)  
十里置一郵。南郡江水以南、至索(?)南水、廿里一郵。(二年律令294)

皆以郵・門亭行新武陵、言書到。(里耶秦簡9283)  
畏害及近邊不可置郵者、令門亭卒・捕盜行之。(二年律令266)

④期足…必ず充足させる。

故俗語曰、畫地爲獄、議不入。刻木爲吏、期不對。「師古曰、畫獄木吏、尙不入對、況眞實乎。期、猶必也。議必不入對。」(《漢書》路溫舒傳)

復言非信也、期死非勇也。「杜注、期、必也。」(《春秋左氏傳》哀公十六年)

●內史襍律曰、諸官縣料者各有衡石贏(疊)・斗甬(桶)、期足、計其官、毋段(假)黔首。不用者、平之如用者。以鐵午間(局)甬(桶)口、皆壹用方櫃(概)、櫃(概)毋得用槃及圓櫃(概)。(嶽麓〔肆〕171~172)

老弱瘠（瘠）病不足以守、予遺重卒期、足以益守、令先智（知）所主。（嶽麓〔肆〕180）

⑤ 乘傳…『漢書』如淳注に傳車の一種としてあげられるが、ここでは續く「晦行求燭者」の讀みをふまえて「傳に乗る」と解した。二年律令譯注228簡注①も参照のこと。

⑥ 晦行求燭者…暗い道を行くためにあかりが必要な者。晦、冥也（『爾雅』釋言）。

是時雷電晦冥。〔師古曰、晦冥、皆謂暗也。〕（『漢書』高帝紀下）

⑦ 甕…水を汲むかめ。間に同じ。

甕、汲瓶也。从缶離聲。（『說文解字』五篇下）

⑧ 緇…つるべなわ。緇に同じ。

管人汲、不說緇、屈之。〔孔疏、汲、謂汲水。不說緇、屈之、緇、汲水瓶索。〕（『禮記』喪大記）

⑨ 綆…「綆（つるべなわ）」に通じる。

綆、汲井綆也。〔段注、綆者、汲水索也。何以盛水、則有缶。缶部曰閫、汲餅也是也。何以引餅而上、則有綆。春秋傳、具綆缶是也。〕（『說文解字』十三篇上）

九年春、宋災、樂喜爲司城以爲政、使伯氏司里。火所未至、徹小屋、塗大屋、陳畚・梏、具綆缶、備水器、量輕重、蓄水潦、積土塗、巡丈城、繕守備、表火道。（『春秋左氏傳』襄公九年）

⑩ 縣官事…公務。二年律令譯注46簡注①参照。

子刺王建德嗣、宣帝時坐獵縱火燔民九十六家、殺二人、又以縣官事怨內史、教人誣告、以棄市罪、削八縣、罷中尉官。（『漢書』景十三王傳 附長沙王發傳）

於是丞相宣・御史大夫方進奏、…又以縣官事怨樂府游傲莽、而使大奴駿等四十餘人群黨盛兵弩、白晝入樂府攻射官寺、縛東長吏子弟、斫破器物、宮中皆奔走伏匿。…（『漢書』張湯傳 附張放傳）

●諸吏宦官及比者同秩而敢詈之殿・宮廷中、至其上秩、若以縣官事毆詈五大夫以上、或一歲吏比者有將辨治、若不督五大夫以上：（懸泉置漢簡 DXT II 0215 ①：076 粹九）

⑪ 僕…下僕。譯注稿（一）では「僕」を「御者」としたが（30～31簡注②、次に引いた嶽麓簡により、そう解釋するのは難しくなつた。「僕」は身の回りの世話をする下僕であろう。本條文（および二年律令257）では「僕」が炊事に當たっており、「下僕」

という解釋の方が文脈にもかなう。僕、給事者。（『說文解字』第三篇上）

懿公四年春、初、懿公爲公子時、與丙戎之父獵、爭獲不勝、及即位、斷丙戎父足、而使丙戎僕。〔集解、賈逵曰、僕、御也。〕（『史記』齊太公世家）

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）

●令曰、諸乘傳・乘馬・傳（使）馬傳（使）及覆獄行縣官、留過十日者、皆勿食縣官、以其傳稟米、段（假）鬻瓶炊之、其【有】走・僕・司御偕者、令自炊。其母走・僕・司御者、縣官段（假）人爲炊而皆勿給薪采。它如前令。●內史倉曹令（嶽麓〔伍〕257、258）

⑫飭・整理小組は「飭、治、此指治食」とする。二年律令の用例に

據り、食事を調える、炊事をする意と解される。

郵各具席、設井磨。吏有縣官事而無僕者、郵爲炊。有僕者、段

(假)器、皆給水漿。(二年律令267)

其母走・僕・司御者、縣官段(假)人爲炊而皆勿給薪采。它如前令。(嶽麓〔伍〕258)

⑬水醬(漿)・飲料一般のこと。二年律令譯注265・267簡注⑬参照。

漿、酢漿、从水將省聲。〔說文解字〕十一篇上

亭財給水將唯(居延漢簡E.P.T.Q:14)

# 【解説】

本條は、郵に備え付けられるべき物品や、そこを利用する公用出張者への待遇について規定する。後半部分は注⑫に引用した二年律令267と類似する。

本條と類似する二年律令267は「行書律」中の一文とされているが、本條は「田律曰」の語を冠する。なぜ本條が田律に属すのか、その理由が見いだし難く、誤記の可能性も考えられる。

## 《一一一》一一三》

●田律曰、吏歸休<sup>①</sup>・有縣官吏〈事〉<sup>②</sup>、乘<sup>③</sup>馬及縣官乘馬<sup>④</sup>過縣、欲貪芻藁・禾<sup>⑤</sup>・粟<sup>⑥</sup>・及買叔(菽)<sup>⑦</sup>者、縣以朔日<sup>⑧</sup> 111 (1284)

平賈(價)<sup>⑨</sup>受錢<sup>⑩</sup>。先爲錢及券<sup>⑪</sup>、以令<sup>⑫</sup>・丞印封、令<sup>⑬</sup>・史・賦主各挾一辨。月盡發餉令<sup>⑭</sup>・丞前、以中辨券<sup>⑮</sup>案 112 (1285)

餉(饗)<sup>⑯</sup>錢<sup>⑰</sup>。輒輸少內<sup>⑱</sup>、皆相與靡除<sup>⑲</sup>封印。中辨臧(藏)<sup>⑳</sup>縣廷<sup>㉑</sup>。

113 (1281)

# 【譯】

●田律。官吏の歸休・公務に際して、みずからの乘馬および官有の乘馬に乗って縣を通過するとき、芻藁・禾・粟・米を借りる、および菽を買おうとするならば、縣は朔日の標準價格で錢を受け取る。まず錢餉と券餉を作り、令・丞の印で封印し、令史と賦主にそれぞれ一辨を所持させる。月末に令・丞の前で餉を開封し、中辨券と錢を突き合せる。錢は少内に輸送し、いずれもともに靡除・封印する。中辨券は縣廷に保管する。

# 【注】

①歸休・官吏が休暇で歸宅すること。

諸吏乘車以上及宦皇帝者、歸休若罷官而有傳者、縣舍食人・馬如令。(二年律令237)

沐日歸休、兄弟妻子燕語、終不及朝省政事。〔漢書〕孔光傳)

及衛將軍張安世、宜賜几杖歸休、時存問召見、以列侯爲天子師。

：敵皆以爲吏、遣歸休。〔漢書〕張敞傳)

十五、相國・御史請郎騎家在關外、騎馬節(卽)死、得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、縣道官聽、爲質(致)告居縣、

受數而籍書馬職(讖)物・齒・高、上郎中。節(卽)歸休・繇(徭)使、郎中爲傳出津關、馬死、死所縣道官診上。其詐(詐)買

易馬及僞診、皆以詐(詐)僞出馬令論。其不得買及馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、爲致告關中縣道官、賣更買。●制曰可。

(二年律令513・515)

②縣官吏…ここでは「縣官事」に通じると解釋し、公務の意とした。  
109～110簡注⑩參照。

③乘馬及縣官乘馬…「乘馬」は騎乗用の馬で、そのうち官有のものが「縣官乘馬」であろう。二年律令に據ると、尉・佐以上でも自分の乘馬を持っていない場合があった。

乘馬服牛粟、過二月弗粟・弗致者、皆止、勿粟・致。粟大田而毋恆籍者、以其致到日稟之、勿深致。田律（秦律十八種11）

以其乘車載女子、可（何）論。貲二甲。以乘馬駕私車而乘之、毋論。（法律答問175）

郡守二千石官・縣道官言邊變事急者、及吏遷徙・新爲官、屬尉・佐以上毋乘馬者、皆得爲駕傳。（二年律令213～214）

④禾…わらつきの穀物。

秋、大熟、未穫、天大雷電以風、禾盡偃、大木斯拔、邦人大恐。王出郊、天乃雨反風、禾則盡起。（『尚書』金縢）

⑤粟…「粟・米」の意。「」は合文符號で、この用例は里耶秦簡に類見する。粟は未脱穀、米は脱穀した穀物。二年律令に公用馬に對する粟・菽支給の規定がみえる。また、懸泉置漢簡には公用馬の所屬に應じた支給規定がある。

粟二石二斗半斗。卅一年三月丙寅、倉武・佐敬・稟人援出粟大隸妾□。令史尙監。（里耶秦簡⑧760）

夫穀未舂蒸曰粟。（『論衡』量制）

米、粟實也。（『說文解字』七篇上）  
□□馬日匹二斗粟・一斗叔（菽）。傳馬・使馬・都廩馬日匹叔

（菽）一斗半斗。（二年律令425）

制曰、下大司徒大司空、臣謹案、令曰、未央廩・騎馬・大廩馬日食粟斗一升、叔（菽）一升。置傳馬粟斗一升、叔（菽）一升。其當空道日益粟、粟斗一升。長安・新豐・鄭・華陰・渭成（城）・扶風廩傳馬加食、匹日粟斗一升。車騎馬、匹日用粟叔（菽）各一升。建始元年、丞相衡・御史大夫譚。（懸泉置漢簡Ⅱ T0214 ②・526 粹五）

⑥菽…まめ。前注所引の二年律令・懸泉置簡も參照のこと。

一乘者有食、三乘者有芻・菽、五乘者有伍養。（『管子』輕重乙）

⑦平價…標準價格。二年律令譯注80簡注②も參照。

萬物叩貴、過平一錢、則以平買賣與民。（『漢書』食貨志下）

芻藁節（卽）貴於律、以入芻藁時平買（價）入錢。（二年律令242）

⑧券…金額や數量を記した割り符。

券、契也。从刀夊聲、券別之書、以刀判契其旁、故曰契券。（『說文解字』四篇下）

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節

（卽）發繇（徭）、鄉嗇夫必身與典以券行之。（嶽麓〔肆〕244）

租誤券。田多若少、籍令田十畝、稅田二百冊步、三步一斗、租八石。●今誤券多五斗、欲益田。其述（術）曰、以八石五斗爲八百。

（嶽麓〔貳〕「數」11）

⑨錢及券、錢や券を入れる器。「𧇧」には小さな孔が空けられ、一度ものを入れると取り出すことのできない仕組みになっている

る。「撲滿」とも呼ばれた。

匭、受錢器也。从缶后聲。古以瓦、今以竹。〔說文解字〕五篇下）又敎吏爲匭、箒、及得投書、削其主名、而託以爲豪桀大姓子弟所言。〔蘇林曰、匭、音項、如瓶、可受投書。師古曰、匭、若今盛錢臧瓶、爲小孔、可入而不可出。或匭或箒、皆爲此制、而用受書、令投於其中也。〕〔漢書〕趙廣漢傳）撲滿者、以土爲器、以蓄錢具。其有入竅而無出竅。滿則撲之。

〔西京雜記〕卷五）

爲作務及官府市、受錢必輒入其錢匭中。令市者見其入、不從令者賞一甲。關市（秦律十八種 97）

官爲作務・市及受租・質錢、皆爲匭、封以令・丞印而入、與參辨券之、輒入錢匭中、上中辨其廷。（二年律令 429）

●金布律曰、官府爲作務・市受錢、及受齋・租・質・它稍入錢、皆官爲匭、謹爲匭空（孔）、窆（務）毋令錢能出、以令若丞印封匭而入、與入錢者參辨券之、輒入錢匭中、令入錢者見其入。月壹輸匭錢、及上券中辨其縣廷、月未盡而匭盈者、輒輸之。不如律、賞一甲。（嶽麓〔肆〕 121～123）

⑩賦主・飼料を借りたり買ったりして受け取った者。「賦」は與えるの意か。

質不滿千錢者賦貸種・食。〔師古曰、賦、給與之也。〕〔漢書〕元帝紀）

⑪中辨券・三辨券（三片に分割する割り符）のうちの一片。注⑨所引の二年律令・嶽麓簡も參照。益陽漢簡には三辨券の實物（563）とおぼしいものがある。

縣・都官坐效・計以負賞（償）者、已論、嗇夫卽以其直（償）錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其入贏者、亦官與辨券、入之。其責（償）毋敢除（逾）歲、除（逾）歲而弗入及不如令者、皆以律論之。金布（秦律十八種 80～81）

⑫案讎・案は調べる、讎は點檢するの意。ここでは匭の中の錢の額と券に記された額とを突き合せる意。

恒以八月令鄉部嗇夫・吏・令史相雜案戶籍、副贓（藏）其廷。（二年律令 328）

□年四月□朔己卯、遷陵守丞敦狐告船官□。令史慮讎律令沅陵、其假船二艘、勿留。（里耶秦簡 64）

其旁郡縣與接（接）界者毋下二縣、以□爲審、卽令卒史主者操圖詣御史、御史案讎更并、定爲輿地圖。有不讎・非實者、自守以下主者（里耶秦簡 8 224 + 8 412 + 8 1415）

⑬少內・財物を管理する官署。ここでは縣の少內。

後少內嗇夫白吉日、食皇孫亡詔令。〔師古曰、少內、掖庭主府臧之官也。〕〔漢書〕丙吉傳）

錢三百五十。卅五年八月丁巳朔癸亥、少內沈出以購吏養・城父・士五（伍）得。得告戍卒贖耐罪惡。令史華監。瘳手。（里耶秦簡 8 811 + 8 1572）

⑭靡除・不詳。里耶秦簡に類例とおぼしい用例が見え、校釋は靡は分けるの意とする。これに従えば錢を仕分けたうえで保管することかと思われるが、當該の里耶秦簡は難解で、校釋の説が妥當なものか判斷できない。いづれにせよ、封印して錢を保管す

るのに先立って、少内において行われる作業である。

除見錢三百六十、錢千付令佐處、未出計。（里耶秦簡⑥<sup>21</sup>）

涪陵來以買鹽急、卻卽。道下以券與卻靡千錢、除少内。□卻・道

下操養錢來視。華購而出之。（正面）

應（應）多問華得毋爲事繚。華爲應（應）問、適以前日所分養錢

者以寄遺應（應）、卽西陽□□。（背面）（里耶秦簡⑧⑥20+⑧1462）

⑮中辨藏縣廷・里耶秦簡には、月末（二十七日）に中辨券を倉から縣廷に送っている事例がみえる。

〔廿六〕年十二月癸丑朔己卯、倉守敬敢言之。出西廡稻五十□石

六斗少半斗。輸糝粟二石、以稟乘城卒夷陵士五（伍）陽□□□□。

今上出中辨券廿九。敢言之。□手。（里耶秦簡⑧1462）

倉曹

廿九年

當計出入

券甲

簡（里耶秦簡⑧1201）

# 【解説】

本條は、休暇中の官吏あるいは公務中の官吏が馬に乗って縣を通過するときに、馬にまぐさや穀物を支給する際の手続きについて規定する。典籍史料や漢簡に、馬に禾・粟・菽を支給する事例が確認できるので、いずれも官吏本人ではなく、馬に對する支給と考えた。確かに穀物と關連するものの、本條文もまた、田律とされる理由が分かりにくい條文である。

飼料は基本的に貸與され、その授受を記録した券が作成された。

當該の縣が支給した飼料は、その後何らかのかたちで償還されたのだろう。しかし菽のみは「買う」とされ、旅行者が錢を拂って購入することになっていた。その場合にも券は作成されたのだろうか、なぜ菽だけが區別されるのか、理由は定かでない。

作成した券や受け取った錢は「𧯛」に收められた。恐らく𧯛に入られたのは中辨で、左右の券は令史と受給者とが持ったのだろう。月末に縣令と縣丞の前で𧯛が開けられ、中辨券と錢とを突き合せて、兩者の間に齟齬がないか確かめられ、錢は少内で、中辨券は縣廷で保管された。

なお、整理小組は「有縣官吏乘馬」と釋讀するが、陳偉は「有縣官事」としており、これに従った（『嶽麓秦簡肆校商（壹）』簡帛網二〇一六年三月二七日）。他にも陳偉說に従った部分がある。また三辨券の作成方法については、大川俊隆・初山明・張春龍「里耶秦簡中の刻齒簡と『數』中の未解讀簡」（『大阪産業大學論集 人文・社會科學編』二〇一三）一二頁を參照。

## 《一四》

●田律曰、有臯<sup>①</sup>、田宇<sup>②</sup>已入縣官<sup>③</sup>、若已行<sup>④</sup>以賞予<sup>⑤</sup>人而有勿（物）故<sup>⑥</sup>、復（覆）治<sup>⑦</sup>、田宇不當入縣官、復界<sup>⑧</sup>之其故田宇。

114 (1276)

## 【譯】

●田律。罪を犯し、田宅がすでに官府に沒收された状況で、もしくはすでにそれが支給され賞として人に與えられたものの、その受け取った者が死亡した状況で、案件を再審査し、田宅が官府に沒收

されるのに相當しなければ、再びもとの田宅を與える。

【注】

- ①有辜・二年律令では、完城旦・鬼薪以上の罪を犯した場合、妻・子・財産・田宅が沒收される。  
罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戸・有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。坐奸・略妻及傷其妻以收、母收其妻。（二年律令174～175）

- ②田宇・田宅。「宇」は宅地の意。犯罪により「田宅」が沒收されたことは前注を参照。

高堂邃宇、檻層軒些。「王逸曰、宇、屋也。」（『楚辭』招魂）

- 廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦。民或棄邑居壁（野）、入人孤寡、徵人婦女、非邦之故也。自今以來、段（假）門逆呂（旅）、贅壻後父、勿令爲戸、勿鼠（予）田宇。（爲吏之道16～15～19～5）

□□類陰繫陽東鄉。

【戊午】□

己未

庚申、類陰相來行田宇。（里耶秦簡⑧161+⑧307）

- ③田宇已入縣官・受田者が罪を犯したり死亡したりすると、その田宅はいったん國家に屬するものとされる。二年律令譯注318・319簡も參照のこと。

田宅當入縣官而詐（詐）代其戸者、令贖城旦、沒入田宅。（二年律

令319）

- ④行・付與、給付の意。二年律令239簡注②參照。

且法以有功勞行田宅「蘇林曰、行音行酒之行、猶付與也」、今小吏未嘗從軍者多滿、而有功者顧不得、背公立私、守尉長吏教訓甚不善。（『漢書』高帝紀下）

田不可田者、勿行。當受田者欲受、許之。（二年律令239）

- ⑤賞予・賞として與える。

諸當得購賞賞責（債）者、令縣皆亟予之。（『獄籠』肆）308）

- ⑥勿（物）故・人が死ぬこと。78+65簡注⑦參照。

- ⑦覆治・改めて取り調べる。24～28簡注②參照。

- ⑧界・あたえる。

人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買（賣）、把錢偕邦亡、出微、得、論各可（何）毆（也）。當城旦黥之、各界主。（法律答問5）

女子爲戸母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗得。

其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戸。棄妻、界之其財。（二年律令384）

【解説】

罪を犯した者が田宅を國家に沒收されたものの、それが他者に支給されないうちに、再調査で田宅沒收に相當しないと判明した場合、あるいはその田宅がすでに他者に支給されていても、その受給者が

死亡し、もとの田宅が再び國家のものとなっていた場合、その田宅がもとの所有者に返還された。これに對し、沒收された田宅の受給者が生きていて、それを保有している状態であれば、新たに別の田宅を與えられたものと思われる。

田宅を受給された者が死亡した際の相續については、二年律令に以下の規定がみえる。

關内侯九十五頃、大庶長九十頃、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、右更八十二頃、中更八十頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五大夫廿五頃、公乘廿頃、公大夫九頃、官大夫七頃、大夫五頃、不更四頃、簪裹三頃、上造二頃、公士二頃半頃、公卒・士五（伍）・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝。不幸死者、令其後先擇田、乃行其餘。它子男欲爲戶、以爲其殺田予之。其已前爲戶而毋田宅、田宅不盈、得以盈。宅不比、不得。（二年律令 310～313）

## 《二二五》

黔首<sup>①</sup>居田舍<sup>②</sup>者毋敢醢<sup>③</sup>（酤）<sup>④</sup>酒、不從令者畀<sup>⑤</sup>（遷）<sup>⑥</sup>之。田嗇夫・吏<sup>⑦</sup>・部<sup>⑧</sup>弗得、貲各二甲、丞・令<sup>⑨</sup>・史<sup>⑩</sup>各一甲。 115（400）

## 【譯】

黔首で城邑外の宿舎に居る者は、酒を賣つてはならない。令に従わない者は遷刑に處す。田嗇夫・士吏・所轄や擔當の官吏が捕まえられなかったならば、それぞれ貲二甲、丞・令・令史はそれぞれ貲一甲。

## 【注】

①黔首・民。

更名民曰黔首。（《史記》秦始皇本紀）

②田舍・城邑外の宿舎。

朱家心知其季布也、買置田舍。（《漢書》季布傳）

男子死所到某亭百步、到某里士五（伍）丙田舍二百步。（封診式 60～61）

③醢・整理小組は「酤（酤）」の誤字とする。「酤」は酒を賣ること。禁酤酒。〔師古曰。酤謂賣酒也、音工護反。〕（《漢書》景帝紀）

④遷・遷刑のこと。 71～74簡注①參照。

⑤田嗇夫・吏・「吏」は「士吏」の誤記であろう。同一條文を記した嶽麓〔肆〕280には「士吏・吏部」とある。士吏は縣のほか、候官や部に配屬された官吏で、軍事や治安維持を擔當するが、文書作成にも携わる。嶽麓〔肆〕では、「尉・尉史・士吏」の組合せで頻出する（134、144、148、187、191）。

●田律曰、黔首居田舍者毋敢酤（酤）酒、有不從令者畀（遷）之、田嗇夫・士吏・吏部弗得、貲二甲。 ●第乙（嶽麓〔肆〕280）

近塞郡皆置尉、百里一人、士吏・尉史各二人、巡行徼塞也。（《史記》匈奴列傳如淳注）

不當稟軍中而稟者、皆貲二甲。…（中略）…令・尉・士吏弗得、貲一甲。（秦律雜抄 11～12）

戌律曰、同居毋竝行、縣嗇夫・尉及士吏行戌不以律、貲二甲。  
(秦律雜抄 39)

元年七月庚子朔丁未、倉守陽敢言之。獄佐辨・平、士吏賀具獄、  
縣官食盡甲寅、謁告過所縣鄉以次續食。(里耶秦簡⑤)

⑥吏部…「吏部」は「吏部主者」、すなわち所轄・擔當の官吏を指す  
か。二年律令には「官嗇夫、士吏、吏部主者」という組合せが  
みえる。ただし秦律十八種中の類似簡は「部佐」とする。

□□□發及鬪殺人而不得、官嗇夫・士吏・吏部主者、罰金各二  
兩、尉・尉史各一兩。(二年律令 47)

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、  
罰金四兩。或頗告皆相除。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部主  
者弗得、罰金四兩。(二年律令 201~202)

⑦丞・令・令史…獄麓〔肆〕 106~108簡注⑪参照。

# 【解説】

城邑外の宿舍での酒の賣買を禁止する。違反した場合、本人は遷  
刑とされ、田嗇夫など邑外を管轄する吏が監督責任を問われた。秦  
律十八種と獄麓簡にはほぼ同じ條文がみえる。

百姓居田舍者毋敢酺(酺)酉(酒)。田嗇夫・部佐謹禁御之、有  
不從令者有辜(罪)。田律(秦律十八種 12)

●田律曰、黔首居田舍者毋敢酺(酺)酒、有不從令者署  
(遷)之。田嗇夫・士吏・吏部弗得、貲二甲。●第乙(獄麓〔肆〕  
280)

秦律十八種と比べるなら、まず獄麓簡の「黔首」が「百姓」とされ、

獄麓簡の書寫年代が推測できる。かつ睡虎地では「有不從令者有  
辜」とあるのみで、違反者への科罰が明記されていない。

一方、獄麓〔肆〕 280簡は「●田律曰」から始まり、字間も均等に  
なっている。本簡で「田舍」の「田」が後から挿入されたように見  
えるのと比べるなら、本簡が下書き、280簡が清書のように映るが、  
280簡は「丞・令・令史各二甲」を完全に缺いている。

## 《一一六》

金布律<sup>①</sup>曰、諸亡縣官器<sup>②</sup>者、必獄治<sup>③</sup>。臧(贓)不盈百廿錢<sup>④</sup>、其  
官自治<sup>⑤</sup>、勿獄。

116 (1402)

## 【譯】

金布律。およそ官有の器物を亡くした場合は、必ず獄に下して取  
り調べる。亡くした器物の評價額が百二十錢未満であれば、その官  
府が自ら取り調べ、獄には下さない。

## 【注】

①金布律…財物の管理に關連する諸規定。睡虎地秦律や張家山「二  
年律令」にも見える。また獄麓〔伍〕には「旁金布令」(三條  
文)がある。

錢十一當一布。其出入錢以當金・布、以律。金布(秦律十八種  
67)

■金布律(二年律令 439)

金布令甲曰、邊郡數被兵、離飢寒、夭絕天年、父子相失、令天下  
共給其費。(『漢書』蕭望之傳)

●令曰、遣吏市者必遣眞官齎夫・吏・令史、不從令、貲各二甲。  
●內史旁金布令乙四（嶽麓〔伍〕<sup>260</sup>）

②縣官器・官有の器物。睡虎地秦簡にも器物の毀壞に賠償を命じる規定があるが、こちらは「公器」とされる。縣官については106簡注⑥参照。

毋擅段（假）公器、者（諸）擅段（假）公器者有辜（罪）、毀傷公器及□者令賞（價）（秦律十八種106～107）

凡內人・公器・賓客、無帥則幾其出入、以時啓閉。「鄭司農云、公器、將持公家器出入者。幾謂無將帥引之者、則苛其出入。」（『周禮』天官閹人）

□□律曰、諸當段（假）官器者、必有令・丞致乃段（假）、毋（無）致官擅段（假）、貲段（假）及假者各二甲。（嶽麓〔肆〕<sup>241</sup>）

擅段縣官器（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」<sup>10</sup>）

亡・毀・傷縣官器財物、令以平賈（價）償。入毀・傷縣官、賈（價）以減償。（二年律令434）

③獄治…獄において取り調べる、審議する。典籍史料には「下獄治」として見える。

獄治、不當爲昌錯告不孝、疑罪。●廷報、錯告、當治。（秦獻書50案例⑥）

時成都侯商新爲大司馬衛將軍輔政、素不善湯。商聞此語、白湯惑衆、下獄治、按驗諸所犯。（『漢書』陳湯傳）

④賊不盈百廿錢…亡くした官器を不正に得た財物とみなし、その評價額が百二十錢未満の場合。「賊」は「不正に得た財物」のこ

とだが、官に損害を與えた場合も、その損害が錢に換算され、その額が「賊」と見なされた。なお秦漢律では百十錢、二百二十錢が科罰の基準となるので、「百廿」は「百十」か「二百廿」の誤記である可能性がある。

其隸臣妾毆（也）、有（又）以亡日賊（賊）數、與盜同灋。（嶽麓〔肆〕<sup>67</sup>）

放又不以死駒付水、永不當負駒。放以縣官馬擅自假借、坐藏爲盜。請行法。（E.P.F23: 200）

八月、初爲算賦。「如淳曰、漢儀注民年十五以上至五十六出賦錢、人百二十爲一算、爲治庫兵車馬。」（『漢書』高帝紀）

數而贏・不備、直（值）百一十錢以到二百廿錢、誅官齎夫、過二百廿錢以到千一百錢、貲齎夫一盾、過千一百錢以到二千二百錢、

貲官齎夫一甲、過二千二百錢以上、貲官齎夫二甲。（效律8～10）

盜賊（賊）直（值）過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐爲隸臣妾。不盈百

一十錢到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金一兩（二年律令55～56）

二百廿錢到百一十錢、耐爲隸臣妾□□（龍崗秦簡40）

貲二甲。不盈廿二錢到一錢、貲一盾、不盈一錢□□（龍崗秦簡41）

⑤自治…自ら取り調べる。獄吏に委ねるのではなく、器物を失った

官署が獨自に取り調べることを言う。『史記』に用例が見えるものの、やや意味合いが異なる。

陳王以朱房爲中正、胡武爲司過、主司羣臣。諸將徇地、至、令之不是者、繫而罪之、以苛察爲忠。其所不善者、弗下吏、輒自治之。「索隱、謂朱房・胡武等以素所不善者、卽自驗問、不往下吏。」

〔史記〕陳涉世家

【解説】

本條文は官有器物の紛失について、原則として獄が取調を擔當するものの、少額であれば各官署で取り調べることを述べる。官有器物の額は齋律に記され、そこに記載がなければ個々に價格が評定された。

效公器贏・不備、以齋律論及賞（價）。毋齋者乃直（値）之。  
效（秦律十八種17）

二年律令には

亡・毀・傷縣官器財物、令以平賈（價）償。入毀・傷縣官、賈（價）以減償。（434）

とあり、官有器物を亡くした場合には、その評價額に基づいて賠償が命じられた。それと併せて、何らかの處罰も加えられたと考えられる。贓額を確定するのみならず、科罰を判斷することも獄で行われたのだろう。もしも竊盜罪が適用されるなら、百十錢以上は耐隸臣妾、未滿は財産刑となり、獄に送るか否かの分かれ目だが、こうした科罰の相違に因る可能性もある。

《二一七》

●金布律曰、有買及賣毆（也）、各嬰<sup>①</sup>其賈（價）。小物<sup>②</sup>不能各<sup>③</sup>一錢者、勿嬰。

117 (1286)

【譯】

●金布律。購入・販賣の際は、それぞれの物品の價格を算出する。

安價な物品でそれぞれ一錢に達しない場合は、算出しない。

【注】

①嬰・賣買したものの價格を個別に算出すること。整理小組は商品に正札をかけることとするが、一錢以上のあらゆる商品に値札をつけるというのは、いささか想像しにくい。これに對して里耶秦簡には、租の總額を總戸數で割り、戸ごとの租額を「算出する」ことを意味する「嬰」の用例がある。『里耶秦簡牘校釋』は「嬰」が「當」に通じ、引申して計算・換算の意ではないかとする。次に擧げた里耶秦簡と二年律令に見える律文も「一戸ごとに墾田面積を算出する」と解せる。ここでも同様に、賣買した物品の價格を個別に算出すること、いわば單價を計算することと解釋した。

遷陵卅五年狼（壘）田輿五十二頃九十五畝。稅田四頃□□  
戸百五十二、租六百七十七石。衛（率）之、畝一石五。

戸嬰四石四斗五升。奇不衛（率）六斗。（正）

啓田九頃十畝、租九十七石六斗。

六百七十七石

都田十七頃五十一畝、租二百卅一石。

貳田廿六頃卅四畝、租三百卅九石三。

凡田七十頃卅二畝。●租凡九百一十（背）（里耶秦簡⑧ 1519）

律曰、已狼田、輒上其數及戸數、戸嬰之。（里耶秦簡⑨ 40）

縣道已狼（壘）田、上其數二千石官、以戸數嬰之、毋出五月望。

（二年律令 243）

②小物・高價でないもの、ささいなもの。

君兄節司小物疏。（尹灣漢簡 YN6D13B）

③不能各一錢…それぞれ一錢に至らない。「能」を「可能」の意に取ると、「各」は動詞であることになるが、その場合「各」字が一つの條文で異なる意味を持つ事になり、不自然である。ここでは「能」を及ぶ、至るの意と解釋した。  
於是不能期年、千里之馬至者三。（『戰國策』燕策一）

【解説】

睡虎地秦簡に本條文とはほぼ同じ規定が見える。

有買及買（賣）毆（也）、各嬰其買（價）、小物不能各一錢者、勿嬰。金布（秦律十八種69）

ここに見える「嬰」は「繋ぐ」の意で、値札を付けて價格を示すことと解釋されてきた。本條文の注①に引いた整理小組の説は、これを踏襲したものである。これに従うなら、本條文は市での賣買において、不當な價格設定や脱税を防ぐための規定であったことになる。だがそこまで厳密に商行爲を監視していたとは考えにくく、値札を「買う」商品につけるといいうのも解しがたい。

そこで注①に述べたように「嬰」字を解釋した。これに據れば、本條文は官による賣買の際、基準となる分量ごとの價格や、商品ごとの單價を算出するよう命じたものとなる。里耶秦簡には、酒などを出賣した記録に、一斗ごとの價格が書き込まれている例がある（里耶秦簡⑧907+⑧923+⑧1422）。おそらく單價が標準價格とかけ離れていないか、確認するための規定であろう。ただし、ごく安價な商品の場合は算出する必要がなかった。

《一八八—二〇〇》

●金布律曰、出戶賦<sup>①</sup>者、自泰庶長<sup>②</sup>以下、十月戶出芻一石十五斤<sup>③</sup>、五月戶出十六錢。其欲出布者<sup>④</sup>、許

之。十月戶賦、以十二月朔日入之、五月戶賦、以六月望<sup>⑤</sup>入之、歲輪泰守<sup>⑥</sup>。十月戶賦不入芻而入錢

者、入十六錢。吏先爲印斂<sup>⑦</sup>、毋令典・老挾<sup>⑧</sup>戶賦錢。 119 (1230) 120 (1236)

【譯】

●金布律。戶賦を納付する場合、泰庶長より以下は、十月に戸ごとに芻一石十五斤を納付し、五月に戸ごとに十六錢を納付する。布で納付しようとする場合は、これを許す。十月の戸賦は、十二月朔日にこれを納入し、五月の戸賦は、六月望日にこれを納入し、歳ごとに泰守に輸送する。十月の戸賦を芻で納入せず錢で納入する場合は、十六錢を納入する。

吏は先ず印をもって徵收し、典・老に戸賦錢を持たせてはならない。

【注】

①戶賦…戸ごとに課せられる賦。錢と芻での納付を原則とするが、布で納めることもでき、里耶秦簡には戸ごとに繭六兩が納められている實例もある。

可（何）謂匿戶及敖童弗傳。匿戶弗繇（徭）使、弗令出戶賦、之謂毆（也）。（法律答問165）

卿以下、五月戶出賦十六錢、十月戶出芻一石、足其縣用、餘以入頃芻律入錢。（二年律令255）

卅四年啓陵鄉見戶。●當出戶賦者志。□

見戸廿八戸。當出繭十斤八兩。□(里耶秦簡⑧516)

②泰庶長…大庶長。秦爵の第十八級。大庶長以下には封邑がないので、ここで區切るのだろうか。前注に引いた二年律令255では「卿以下」とされる。

③十月戸出芻一石十五斤…一石十五斤は百三十五斤。本條では、これを錢で納める場合は十六錢とされており、それに基づくと芻一石は約十四錢になる。一方、嶽麓〔貳〕では芻一石十六錢とされ、本條と異なる。また二年律令には芻一石〓十五錢という換算比率がみえる(但し、「頃芻」)。芻一石十六斤は、慘以上—三歳以上—の牛馬への一日あたりの支給量として見える。

芻一石十六錢、粟一石六錢、今芻粟各一升、爲錢幾可(何)。得曰、五十分錢十一、述(術)曰、芻一升百分錢十六、粟一升百分錢。(嶽麓〔貳〕「數」73)

入頃芻粟、頃入芻三石。上郡地惡、頃入二石。粟皆二石。令各入其歲所有、毋入陳、不從令者罰黃金四兩。收入芻粟、縣各度一歲用芻粟、足其縣用、其餘令頃入五十五錢以當芻粟。芻一石當十五錢、粟一石當五錢。(二年律令240、241)

馬牛當食縣官者、慘以上牛日芻二鈞八斤。馬日二鈞〓斤、食一石十六斤、芻粟半。乘輿馬芻二粟一。牝・玄食之、各半其馬牛食。僕牛日芻三鈞六斤、犢半之。以冬十一月粟之、盡三月止。其有縣官事不得芻牧者、夏粟之如冬、各半之。(二年律令421、423)

平里戸芻廿七石 稿上戸芻十三石  
田芻四石三斗七升 田芻一石六斗六升  
凡卅一石三斗七升 凡十四石六斗六升

八斗爲錢 二斗爲錢  
六石當稿 一石當稿

定廿四石六斗九升當〓 定十三石四斗六升給當〓

田稿二石二斗四升半 田稿八斗三升

芻爲稿十二石 凡十四石二斗八升半 芻爲稿二石 凡二石八斗三升

(江陵鳳凰山一〇號漢墓三號木牘(散見簡牘合輯808))

④其欲出布者…睡虎地秦簡の換算比に従うと、錢十六錢は十一分の十六布(約1.45布)となる。

錢十一當一布。其出入錢以當金・布、以律。金布(秦律十八種67)

⑤望…釋文は「望日」とするが圖版により改めた。

⑥歲輪泰守…「泰守」は嶽麓〔肆〕ではここにしか見えない。

純與哀牢夷人約、邑豪歲輪布貫頭衣二領、鹽一斛、以爲常賦、夷俗安之。(後漢書「南蠻西南夷傳」)

以縣次傳詣成都、成都上恆書大(太)守處、以律食。(封診式49)

卅二年三月丁丑朔朔日、遷陵丞昌敢言之。令曰、上葆繕牛車薄(簿)。恒會四月朔日泰(太)守府。(里耶秦簡⑧28)

⑦吏先爲印斂…整理小組は「爲？」とする。次の「印」字も左側の下部に墨跡が見え、「印」ではない可能性がある。「爲印」には用例がなく、解釋し難いものの、暫くこの釋讀に従う。そもそもの「吏」の前に大きな空白があり、上の編綴痕の下から吏以下

が書かれている。追記であろうか。「斂」は徴收の意。

●除害興利、茲（慈）愛萬姓。：（中略）：根（壘）田人（仞）邑、賦斂母（無）度。（爲吏之道502～713）

擅賦斂者、罰金四兩、責所賦斂債主。（二年律令185）

⑧挾・持つ。ここでは單純に所持することを指す。

先爲錢及券、以令・丞印封、令令史・賦主各挾一辨。（嶽麓〔肆〕112）

# 【解説】

戸賦の納入に關する規定。注①に引いたとおり、二年律令にも同様の規定が見える。原則として十月には芻が、五月には錢が「賦」として徴收されたが、布で代納することや、芻を錢で納めることが認められ、実際にはさまざまな財物が「賦」として徴收されたと考えられる。また「十月」「五月」というのも名目と化しており、十月分は實際には十二月朔日に、五月分は六月望日に納付された。

二期に分けて徴收された戸賦は、年に一度、郡に上供された。二年律令255では徴收した芻を「縣の用」に充てることが認められており、戸賦のすべてが郡に吸い上げられたわけではないのだろうが、上供額はこの規定には記されない。

注③に引いた二年律令421～423から知られるとおり、官有の牛馬への芻の支給は主として十一月から三月までであった。夏場は牧草地に放たれたのであろう。十月の戸賦が芻で徴收されたのは、これと關連すると思われる。芻は戸ごとに徴收されただけでなく、耕地一頃を單位にして課される「頃芻粟」も別に存在した。同じく注③に引いた二年律令240～241を參照のこと。

本條文の末尾には、里典・里老による戸賦錢の所持を禁ずる旨が附記される。上文との間には空白があり、編綴の紐で區切られた「第二欄」に追記されたように見える。

以上がひとりの解釋であるが、「以十二月朔日入之」云々について、これは納付期限を示したもの、つまり「十二月朔日まで、に納入する」の謂ではないかという別案も出た。だが「以某日」は「某日に」と解釋すべきであるとして、採らなかった。確かに、特定の日にまとめて納付されるというのも奇異に映るが、郷で集められた芻・錢がしばらくそこに保管され、期日に一括して縣に納められたという状況を想定した。

## 《二二～二三》

●金布律曰、官府爲作務①・市受錢、及受齋②・租③・質④・它稍入錢⑤、皆官爲餽⑥、謹爲餽空（孔）、嬰（務）⑦毋令錢 121（141）

能出、以令若丞印封餽而入。與入錢者參辨券之⑧、輒入錢餽中。令入錢者見其入。月壹輪 122（139）

餽錢、及上券中辨其縣廷。月未盡而餽盈者、輒輸之。不如律⑨、貲一甲。 123（143）

# 【譯】

●金布律。官府が製造・交易して錢を受け取るとき、および賠償錢・租錢・質錢、その他の雜收入の錢を受け取るときは、いづれも官ごとに餽をつくり、嚴正に餽孔をつくり、決して錢を出すことができないようにし、令もしくは丞の印で餽に封をしてから入れる。錢を入れる者と參辨券を分け合つて、そのつど錢を餽中に入れる。

錢を入れる者にそれが入るのを見させる。月に一度餉の錢を輸送し、および券の中辨を縣廷にたてつまる。月が終わらないうちに餉が一杯になった場合は、そのつどこれを輸送する。律のとおりになければ、賞一甲。

## 【注】

①作務・物品を製造して營利を擧げること。10簡注⑥參照。

作務入錢。(里耶秦簡⑧127)

爲作務及官府市、受錢必輒入其錢餉中、令市者見其入、不從令者賞一甲。關市(秦律十八種97)

官爲作務・市及受租・質錢、皆爲餉、封以令・丞印而入、與參辨券之、輒入錢餉中、上中辨其延。質者勿與券。租・質・戶賦・園池入錢、縣道官勿敢擅用。三月壹上見金・錢數二千石官、二千石官上丞相・御史。(二年律令429~430)

②齋・「資」に通じ、廣く錢財を意味するが、整理小組は官有の財物を毀損したときに支拂う賠償金のこととする。確かに睡虎地秦簡には、損害に對する辨償に關連して「齋」が現れ、たとえば「齋律」には公器の基準價格が記されており、損失の際の賠償金額の算定根據として用いられた。官に與えた損害を辨償する際に「辨券」が作られたことも確認できる。整理小組の解釋に従いたい。

效公器贏・不備、以齋律論及賞(償)、【毋齋】者乃直(值)之。(效律39)

邦客與主人鬪、以兵刃・投(殳)・挺・拳指傷人、擊以布。可(何)謂擊。擊布入公、如貨布、入齋錢如律。(法律答問90)

縣・都官坐效・計以負賞(償)者、已論、嗇夫卽以其直(值)錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其入贏者、亦官與辨券、入之。(秦律十八種80~81)

亡器齊(齋)賞(償)。(獄麓「壹」「爲吏治官及黔首」83)

③租・租のうち、錢で納められるもの。本條文は錢の受領に關する規定なので、ここでの「租」は田租ではなく、市租や海租など錢で納められる租を指す。

又白增海租三倍、天子皆從其計。(漢書食貨志上)

市販匿不自占租、坐所匿租贓(贓)爲盜、沒入其所販賣及賣錢縣官、奪之列。列長・伍人弗告、罰金各一斤。(二年律令260)

④質・大型動産の賣買に先だつて官から發給される證明書、購入許可證。賣買される奴隸・家畜の價格や外見的特徴が記された。質錢は「質」の取得のために官に納められる錢、保證金。一種の賣上税であり、その納付により官が賣買を承認し、契約の公正な履行や適正な價格などが擔保された。賣買に關する訴訟を起す際にも「質」が必要であつた。これまで、かかる制度について仔細に語るのには『周禮』のみであつたが、嶽麓(肆)198~203により、それが實際に行われていたことが確かめられた。

七曰、聽賣買以質劑。「注、質劑、謂市中平買。今時月平、是也。」(周禮「天官小宰」)

凡賣價者、質劑焉。大市以質、小市以劑(鄭司農云、質劑、月平賣也。質、大買。劑、小買。玄謂、質劑者、爲之券藏之也。大市、人民馬牛之屬、用長券。小市、兵器珍異之物、用短券)。凡治質劑者、國中一句、郊二句、野三句、都三月、邦國朞。期內聽、

期外不聽。「謂、齋券契者來訟也、以期內來、則治之。後期、則不治。所以絕民之好訟、且息文書也。」〔周禮〕地官 質人

●金布律曰、…（中略）…黔首賣奴婢（婢・馬牛及買者、各出廿二錢以質市亭。皇帝其買奴婢（婢・馬、以縣官馬牛羊質黔首馬牛羊及買、以爲義者、以平買（價）買之、輒予其主錢。而令虛質・母出錢・過旬不質、質吏主者一甲、而以不質律論。…（中略）質・奴婢・馬・牛者、各質其鄉。（嶽麓〔肆〕 198～203）

十五、相國・御史請郎騎家在關外、騎馬節（即）死、得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道。縣道官聽、爲質（致）告居縣、受數而籍書馬職（識）物・齒・高、上郎中。（二年律令513～514）毛買（賣）牛一、質。疑盜。謁論。（秦獻書100 案例17）

なお「質」については法律答問・二年律令に「強質」を罰する規定が見えるが、これが質錢の制度と關連するの否かは定かでない。後考に俟ちたい。

百姓有責（債）、勿敢擅強質、擅強質及和受質者、皆貲二甲。廷行事強質人者論、鼠（予）者不論、和受質者、鼠（予）者□論。（法律答問148）

諸有責（債）而敢強質者、罰金四兩。（二年律令187）

⑤稍入錢…少額ずつ納付される錢。「稍」は少額、少しずつの意で、稍入錢は雑多な少額の收入項目なのであろう。具體的には111簡に見える豆の代金などがそれに該當しよう。

稍入不能自給卅六年徒□□（里耶秦簡⑧ 157）

●倉律曰、縣官縣料出入必平、稟禾美惡相襍、大輸令丞視、令史・官嗇夫視平、稍稟、令令史視平、不從令、貲一甲。（嶽麓〔肆〕 163～164）

□有官。 稍入焚二千七百束。尉駿買一千束（居延漢簡 E.P.T22: 177）

⑥𡈼…112簡注⑤參照。

⑦𡈼…かならず。「須」は出土史料では「須く」ではなく「待つ」という意味の用例に限られる。それでは文脈に適合しないので、陳偉が音の近さから「務」字に通じるとするのに従った（關於秦與漢初「入錢𡈼中」律的幾個問題）「考古」二〇一二年第八期）。須字と務字はそれぞれ心母侯部と明母侯部で聲母が異なるが、心母と明母は通假の例がある（《尚書》舜典「惟刑之恤哉」の恤は今文では謚に書かれ通假するが、前者は心母質部、後者は明母質部）。故徹外不來復令而臣通（？）者、其所置者皆免之、非計時毆（也）、須已計而言免之。（嶽麓〔肆〕 219）

⑧與入錢者參辨券之…「參辨券」は111～113簡注①參照。ここでは「參辨券」ないしは「券」を動詞と見るほかない。官と入錢者で參辨券を分け合うといった意味と思われる。

官爲作務・市及受租・質錢、皆爲𡈼、封以令・丞印而入、與參辨券之、輒入錢𡈼中。（二年律令429）  
其以所參租數爲法、卽直（置）與田步數、如法而一步、不盈步者、以法令之。（嶽麓〔貳〕「數」14～15）

⑨不如律…整理小組は「不如律」の後に「」の記號を入れるが、墨跡は薄く、なぜここで區切るのかも不明なので、釋文を改めた。

## 【解説】

官府が手工業・商業活動を通じて受け取った錢や、租税などの收入項目として受け取った錢の管理について規定する。注①に引いたとおり、類似する條文が睡虎地秦律と二年律令に見える。二年律令譯注では、右に引いたのとは異なる句讀・解釋を加えたが、本條文の出現により、それらは改められる必要がある。

受け取った錢は、各官署に置かれた「𧇧」にまず納められる。111～113簡と同様に「𧇧」は令・丞の印で封印され、しかる後に「𧇧孔」から錢が入れられる。その際には參辨券が作成され、錢を納める者はその一片を受け取るとともに、錢を入れるのに立ち會った。𧇧に入った錢は月に一度運ばれ、同時に中辨券も縣廷に提出される。その時までは、中辨券は各官署に保管されていたのであろう。𧇧の送付先は明記されないが、111～113簡と同じく、おそらくは縣廷に送られ、令・丞の前で開封され、中身の錢額が中辨券と突き合わせられたのであろう。

## 《二二四～二二六》

●金布律曰、市衡術<sup>①</sup>者、沒入其賣毆<sup>②</sup>（也）于縣官<sup>③</sup>、吏循行<sup>④</sup>弗得、貲一循<sup>⑤</sup>（盾）。縣官有賣毆（也）、不用 124 (1289)

此律<sup>⑥</sup>。有販毆（也）、旬以上必於市、不者令<sup>⑦</sup>續<sup>⑧</sup>（贖）<sup>⑨</sup>（遷）<sup>⑩</sup>、沒入其所販及賣錢<sup>⑪</sup>于縣官。典・老<sup>⑫</sup>・伍人<sup>⑬</sup>見、及或告之<sup>⑭</sup> 125 (1288) 而弗告、貲二甲。有能捕告贖遷<sup>⑮</sup>（遷）<sup>⑯</sup>（罪）<sup>⑰</sup>一人<sup>⑱</sup>、購金一兩<sup>⑲</sup>。賣瓦<sup>⑳</sup>土毆<sup>㉑</sup>（𧇧）<sup>㉒</sup>糞<sup>㉓</sup>者、得販賣室<sup>㉔</sup>中舍<sup>㉕</sup>中、租如律令<sup>㉖</sup>。 126 (1233)

## 【譯】

金布律。道路で販賣した場合は、その販賣品を官府に沒收する。吏が巡察しても捕えられなければ、貲一盾。官府が販賣するときには、この律を適用しない。販賣するにあたっては、十日以上であれば必ず市においてしなければならない。違反したものは贖遷とし、その販賣品と賣上金を官府に沒收する。典・老・伍人が見知っていたのに、およびこのことを告げるものが居たにもかかわらず告發していなければ、貲二甲。贖遷罪に當たる者一人を捕えたり告發したりできたならば、賞金一兩。土器・日干し煉瓦の廢棄されたものを賣る場合は、室内や舍内で賣つてもよく、租は律令のとおりに徵收する。

## 【注】

① 衡術：道路。

一循、通道也。（『說文解字』二篇下）

術、邑中道也。（『說文解字』二篇下）

盜賊殺傷人衡術、偕旁人不援、百步中比櫛（野）、當貲二甲。（法律答問10）

② 賣也：「賣」字の次に「毆（也）」字がくると不自然な文となる。

他に散見する「賣毆」に牽かれた衍字か誤字と思われる。

金布律曰、有買及賣毆（也）、各嬰其買（價）、小物不能各一錢者、勿嬰。（嶽麓〔肆〕117）

③ 縣官：官府。106～108簡注⑥參照。また、「沒入：于縣官」として、「縣官」の前に「于」を用いる構文は二年律令にはあまり見ら

れない。

貲各二甲、没入馬縣官。有能捕告者、以馬予之。（嶽麓〔肆〕129）  
市販匿不自占租、坐所匿租臧（臧）爲盜、没入其所販賣及賈錢縣官、奪之列。（二年律令260）

諸不爲戶、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、没入田宅縣官。（二年律令323）

其毋勞論而有賜及毋勞論・賜者、皆罰戍故徼四歲、有（又）毋行其賜而皆没入其所爲私利縣官。（嶽麓〔伍〕151～152）

④ 循行・巡視、巡察。

二千石遣都吏循行、不稱者督之。（漢書〕文帝紀）  
吏各循行其部中、有疾病□者收食、寒者段（假）衣、傳詣其縣。（二年律令286）

執濃令都吏循行案舉不如令〔者〕、論之。（嶽麓〔伍〕269～270）

⑤ 不者令・「違反したものはさせる」という意味であろう。「令

贖」という言い回しは二年律令にも見える。ただし「不者」という語は法律條文にはほとんど見えず、「不從令者」「不從律者」「不如令」といった語を省略したもの、或は單純な誤寫などの可能性がある。

父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死。（二年律令39）

諸吏以縣官事笞城旦舂・鬼薪白粲、以辜死、令贖死。（二年律令48）

毋敢以投書者言毆（繫）治人。不從律者、以鞠獄故不直論。（二年律令118）

令各人其歲所有、毋入陳、不從令者、罰黃金四兩。（二年律令240）

●田律曰、毋令租者自收入租、入租賃者不給、令它官吏助之。不如令、官畜夫・吏貲各二甲。（嶽麓〔肆〕173）

⑥ 贖遷・「贖」とは本來は何らかの刑罰を財物その他で購う刑罰。

1～2簡注③参照。二年律令に據ると、「贖遷」は金八兩の支拂いが課せられる。

贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府（腐）、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖遷（遷）、金八兩。有罪當府（腐）者、移內官、內官府（腐）之。（二年律令119）

⑦ 賈錢・代金。ここでは商品の代價として受け取った錢を指すと思われる。

⑧ 典・老・里典・里老。11～12簡注④参照。

⑨ 伍人・五家を「伍」とし、同伍の者を「伍人」とする。3～5簡注④参照。

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典、田典、伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。（二年律令201）

⑩ 贖遷臯一人・ここでの「贖遷の罪ある者」は上述の、市場以外の場所で十日以上商賣した者を指す。「臯」字については82簡注②参照。なお第二組では「臯」が多く、「罪」は276～277簡に見えるのみである。

⑪購金一兩…賞金として金一兩を與える。

不盈廿二錢者、貲一甲。其自出毆（也）、減罪一等。亡日錢數過六百六十而能以錢數捕告者、購金二兩、其不審、如告不審律。六百六十錢以下及不能審錢數而告以爲亡、購金一兩、其不審、完爲城旦春到耐罪、貲二甲、貲罪、貲一甲。（嶽麓〔肆〕19～21）  
有能捕犯令者城旦辜一人、購金四兩。捕耐辜一人、購金一兩。（嶽麓〔伍〕42）

⑫瓦…焼成した土器の總稱。

瓦、土器已焼之總名。（『說文解字』十二篇下）。

⑬土塹…日干し煉瓦を指す。

塹、令適也、一曰未焼也（『說文解字』十三篇下）。

五人塹、婢・般・橐・南・儋（里耶秦簡⑧146）

玉篇、穀、土塹也。（『方言箋疏』卷十三）

王雪山曰、陶今之土塹也、以陶爲蓋於其上謂之復、以陶爲基於其下謂之穴。（『黃氏日鈔』卷四「讀毛詩」陶復陶穴條）

ただし、本簡で「塹」と釋される字は左部が判讀困難であり、かつ下部に「土」が書かれておらず、或は「穀」字であるかと思われる。「穀」は『說文』に「穀、未焼瓦器也」（『說文解字』五篇下）とあり、「瓦、土器已焼之總名。」と意味の上では對になる。その場合、「瓦土穀」で「已焼」「未焼」を問わず土器一般を指すこととなる。

⑭糞…廢棄すること。ここでは「瓦土塹」を修飾している。  
糞、棄除也。（『說文解字』第四篇下）

縣・都官以七月糞公器不可繕者、有久識者靡蟲之。（秦律十八種86）

⑮室…血縁者を中心とした世帯が暮らす「住居」「居宅」を指す。  
1～2簡注④参照。

⑯舍…官吏の利用する宿舍や客舎の類を指す。60～64簡注⑤参照。  
ただし、124～126簡が市場に關する律であること、『說文解字』卷六に「舍、市居曰舍」とあることを考慮すれば、ここでの「舍」は「市」とより密接に關連する施設と考えるべきかもしれない。

⑰租如律令…律令のとおりに租を徵收することを指す。

# 【解説】

本條文は賣買の場所や日數に關する規定、および違反した際の罰則などを記したものの。まず道路での販賣の禁止、違反した場合の罰則、および例外が規定される。續いて、十日以上繼續して賣買を行う場合は、市においてすべきことが規定され、違反した場合の罰則、違反者を捕えるか告發した際の賞金、及び例外規定が記される。いずれも「原則」↓「罰則」↓「例外」の順序で條文が構成される。ただし、「辜」字や「縣官」の前における「于」字の使用などから、語法・語彙の點で他の律との差異も認められる。

後半部分の末尾には、破損した陶器の賣買は市以外の場所でも許されることが述べられる。『周禮』冬官考工記には「凡陶旒之事、髻壘辟暴不入市」とあり、破損した器は市場で賣買できないことになつており、この律と關連するかもしれない。また、「縣官器敝不

可繕者、賣之」(二年律令<sup>43</sup>)により、官府の廢棄物が販賣されたことがわかるが、そのような廢棄物も「糞」に含まれる可能性がある。

# 《二二七—三三一》

●金布律曰、禁毋敢以牡馬・牝馬高五尺五寸以上<sup>①</sup>、而齒<sup>②</sup>未盈至四以下、服羣車<sup>③</sup>及狼<sup>④</sup>(羣)田・爲人

就<sup>⑤</sup>(就)載<sup>⑥</sup>、及禁賈人毋得以牡馬・牝馬高五尺五寸以上者載以賈市<sup>⑦</sup>及爲人就<sup>⑧</sup>(就)載。犯令者、皆

貲各二甲、沒入馬縣官。有能捕告者、以馬予之。鄉・亭嗇夫<sup>⑨</sup>・吏弗得、貲各一甲。丞・令<sup>⑩</sup>・史<sup>⑪</sup>貲

各一盾。馬齒至<sup>⑫</sup>四以上當服羣車・狼<sup>⑬</sup>(羣)田・就<sup>⑭</sup>(就)載者、令廢嗇夫<sup>⑮</sup>丈齒<sup>⑯</sup>令・丞前、久<sup>⑰</sup>(灸)右肩<sup>⑱</sup>。章曰、當乘<sup>⑲</sup>。

不當乘、竊久<sup>⑳</sup>(灸)及詐<sup>㉑</sup>(詐)僞令人久<sup>㉒</sup>(灸)、皆畧<sup>㉓</sup>(遷)之、沒入馬縣官。

## 【譯】

金布律。牡馬・牝馬の、體高五尺五寸以上であつても年齢が四歳に至らないものを用いて、羣車に繋ぐこと、田を耕作すること、雇われて運搬することを禁じ、および商人が牡馬・牝馬の、體高五尺五寸以上のものを用いて、商品を運搬して交易すること、および雇われて運搬することを禁ずる。違反した者は、いずれもそれぞれ貲二甲とし、馬を官府に沒收する。捕えたり告發したりすることができた者がいたならば、馬をその者に與える。郷・亭の嗇夫・吏が捕えることができなければ、それぞれ貲一甲、丞・令・令史はそれぞれ貲一盾。馬の年齢が四歳以上となり、羣車に繋いだり、田を耕作

したり、雇われて運搬するのに相應しい場合は、廢嗇夫に體高と年齢を令・丞の面前で測定させ、右肩に焼印をする。印文は「當乘」である。「當乘」ではないのに、密かに焼印をしたならば、および僞つて人に焼印をさせたならば、いずれも遷刑とし、馬を官府に沒收する。

## 【注】

①高五尺五寸以上…使役に耐えうる馬の體高が五尺五寸程度以上であることは、次の史料からも窺える。

●驀馬五尺八寸以上、不勝任、奔摯(摯)不如令、縣司馬貲二甲、令・丞各一甲。(秦律雜抄<sup>9</sup>)

御史大夫綰奏禁馬高五尺九寸以上、齒未平、不得出關。「服虔曰、綰、衛綰也。馬十歲、齒下平。」『漢書』景帝紀

罷天下亭母馬及馬弩關。「孟康曰、舊馬高五尺六寸齒未平、弩十石以上、皆不得出關、今不禁也。」『漢書』昭帝紀

②齒…年齢を指す。居延漢簡、懸泉置漢簡などには「馬…齒X歳」

の例が多く見え、ここでは「歳」字が脱落したと思われる。牛にも用いられる。【解説】も参照のこと。

馬一匹、驛、牡、左鬣、齒九歲、高五尺□(居延漢簡510・21)

傳馬一匹、驕、乘、左鬣、決右鼻、齒八歲、高五尺九寸半寸、驂、名曰黃爵(雀)(懸泉置漢簡V110②:14 粹97)

牛一、黑特、左斬、齒八歲、絜七尺三寸□(居延漢簡517・14)

③羣車…整理小組は「一種載物の車」とする。ただし『說文通訓定聲』は「大車直轅之縛曰羣」とするのみで、運搬との關係は不

明である。むしろ『説文』段注がこれを「大車」とすることなどから、「暈車」が人を運搬する車である可能性が推測できる。暈、直轅車轡也。〔段注、直轅車、大車也。〕（『説文解字』十四篇上）

大車、大夫之車。（『詩經』王風「大車」毛傳）

④就載…雇われて人や物を運搬すること。「就」は「僦」に通じ、賃借、賃貸の意。

弘羊以諸官各自市、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸或不償其僦費。〔索隱、服虔云、雇載云僦。〕（『史記』平準書）

今夫僦載者、救一車之任、極一牛之力、爲軸之折也、有如轅軸其上以爲造、不知軸轅之趣軸折也。（『淮南子』汜論訓）

⑤賈市…賣買、交易。

大夏在大宛西南二千餘里焉水南。其俗土著、有城屋、與大宛同俗。無大君長、往往城邑置小長。其兵弱、畏戰。善賈市。（『史記』大宛列傳）

學闕以婢僦所券謙（廉）視賈市者、類繪中券也、今令販繪者毀視、曰券齒百一十尺、尺百八十錢、錢千九百八十、類繪中券。（奏獻書203～205 案例②②）

⑥郷亭齋夫…郷亭夫については11～12簡注①参照。亭齋夫は亭の責任者。

官齋夫貲二甲、令・丞貲一甲、官齋夫貲一甲、令・丞貲一盾。其吏主者坐以貲・諄如官齋夫。其它冗吏・令史掾計者、及都倉・庫・田・亭齋夫坐其離官屬於郷者、如令・丞。（效律51～53）

⑦丞・令・令史…里耶秦簡や二年律令では令・丞・令史と書かれることが多い。106～108簡注⑧参照。ただし、130簡などでは令・丞の順で書かれている。

不從令、丞・令・令史・官齋夫・吏主者、貲各一甲。（嶽麓〔伍〕252～253）

⑧至…原釋は「盈」だが「至」に改める。ただし前文の「盈至」からすれば、この箇所にも「盈」字を補うのがよい。

⑨廩齋夫…廩の責任者を指す。

田廣明…爲淮陽太守、歲餘、故城父令公孫勇與客胡情等謀反…公孫勇衣繡衣、乘駟馬車至圜…守尉魏不害與廩齋夫江德、尉史蘇昌共收捕之。（『漢書』酷吏傳）

〔闕廩齋夫千秋里馬敞年卅七（居延漢簡212・66）

●膚吏乘馬篤・犖（犖）、及不會膚期、貲各一盾。馬勞課殿、貲廩齋夫一甲、令・丞・佐・史各一盾。馬勞課殿、貲皂齋夫一盾。（秦律雜抄29～30）

⑩丈齒…「丈」は馬の體高を測ること、「齒」は馬の年齢を測ること。馬の體高・年齢を測定し、基準を満たしているか否かを検査する。〔解説〕も参照のこと。

甲盜牛、盜牛時高六尺、陂（陂）一歲、復丈、高六尺七寸、問甲可（何）論。當完城旦。（法律答問6）

步路馬、必中道。以足蹙路馬芻有誅。齒路馬有誅。〔注、鄭氏曰、齒、數年也。〕（『禮記』曲禮上）

⑪久（灸）…焼き印をする。整理小組は「灸」に通じるとするが、

「久」は「灸」の初文。

其買騎・輕車馬・吏乘・置傳馬者、縣各以所買名匹數告買所內史・郡守、內史・郡守各以馬所補名爲久久馬、爲致告津關、津關謹以藉（籍）・久案閱、出。（二年律令506～507）

門關合符及以傳書閱入之、及諸佩（佩）入司馬門久□（龍崗秦簡5）

⑫令廩嗇夫丈齒令丞前灸右肩…「某十動詞十某十前」の構文は秦漢期に常見する。

●令少內某・佐某以市正賈（價）賈、丙丞某前。（封診式39）

其病及遇水雨不行者、自言到居所縣、縣令獄史診病者令・丞前、病有瘳自言瘳所縣。（嶽麓〔伍〕324～325）

⑬當乘…馬が「服暈車、狼田、就載」の用途に適っていることを示す。「乘」は騎乗を指す場合もあるが、ここでは「服暈車、狼田、就載」を指す。

# 【解説】

本條文は、年齢や體高を基準として、一定の條件を満たさない馬の使役を禁じた規定で、併せて使役の條件を満たした馬に官が焼き印を入れたことを述べる。

使役の可・不可を決める基準として、より重要なのは年齢で、四歳未満の馬は使役できず、四歳に達した後、官府で検査を受け、焼き印が押され、初めて運送や耕作に用いることができた。若い馬を酷使させないことにより、馬の安定的な生産が圖られたのだろう。

検査に際しては、馬に焼き印が押されただけではなく、その體高や所有者が記録され、非常時にはその臺帳に基づいて私馬が徵用・動員されたものと推測される。加えて商人については、たとえ馬齡が四歳を超えていても、體格の良い馬の使役が禁じられた。商賣のために移動することの多い商人からは、非常時の徵用が難しかったためかもしれないし、あるいは「賈人毋得衣錦繡綺縠絺紵罽、操兵、乘騎馬」（漢書・高帝紀）とも通底する、抑商政策の一環であるとも考えられよう。

さて、本條では馬齡の高下が重要な目安となっているが、その測定についてはよく分からない部分が残る。ここでは「齒未盈至四以下」の「四」を馬の年齢とし、「歳」が省略されたものと見たが、一方で「四」は齒の本数であるとの解釋もあろう。もしも齒の本数であれば、それは切齒の数を指すこととなる。『齊民要術』養牛馬驢騾第五十六には「一歳、上下生乳齒各二。二歳、上下生齒各四。三歳、上下生齒各六。四歳、上下生成齒二。五歳、上下著成齒四。六歳、上下著成齒六。」とある。馬は生後六ヶ月で乳齒が生えるが、「齒未盈至四以下」の「四」が乳齒を指すこととあまりに幼年であるため、可能性は低い。「齒」は馬の永久齒（成齒）を指すのだろう。次に「四」が上下各二本を指すか四本を指すかが問題となるが、いずれにせよその時期は各々四歳か五歳となり、「四歳に至らない（馬）」という譯文でも大きな齟齬は生じない。加えて、他の簡牘に「馬…齒X歳」という表現が多く見えるため、ここでは「齒」を年齢を指すものとした。

また「丈齒」という語を、「丈」「齒」いずれも動詞と見なし、「體高と年齢を測定する」としたが、「齒」を「丈」の目的語とし「齒の長さを測定する」という譯も可能だろう。實際、十歳前後ま

では、馬の齒の生長速度が食事などによる摩耗に勝るため、齒長は比較的有效な年齢測定の指標となり得るという。しかし年齢の測定には、齒の長さのみならず、本数、色、切齒の角度など多くの要素が用いられ得る。注①に引いた『漢書』景帝紀の「齒未平」は、切齒の角度が年齢を判断する指標として知られていたことをしめす。さらに本簡では馬の體高も重要な基準とされていることを考慮し、「丈」「齒」を共に動詞と理解して譯出した。

# 《三三三三四》

●尉卒律<sup>①</sup>曰、緣故徼縣及郡縣<sup>②</sup>黔齒<sup>③</sup>（首）・縣屬<sup>④</sup>而有所【之、必】<sup>⑤</sup>謁于尉<sup>⑥</sup>。聽<sup>⑦</sup>、可許者、爲期日<sup>⑧</sup>。所之<sup>⑨</sup> 132 (1404)  
它縣、不謁自五日以上<sup>⑩</sup>、緣故徼縣、賞一甲、典・老弗告、賞一盾。非緣故徼縣<sup>⑪</sup>毆<sup>⑫</sup>（也）、賞一盾、典・老弗告、治<sup>⑬</sup>（答）□□<sup>⑭</sup>。尉令不謹<sup>⑮</sup>、黔首失令<sup>⑯</sup>、尉・史<sup>⑰</sup>・士吏<sup>⑱</sup>主者、賞各一甲、丞・令・史、各一盾。 133 (1290)  
134 (1292)

## 【譯】

●尉卒律。故徼ぞいの縣、および郡の縣の黔首や縣の屬吏に出向くべきところがあるならば、必ず尉に報告する。尉は受理し、許可してよい場合は、期日を設ける。他の縣に出向くことがありながら五日間以上報告しなければ、故徼ぞいの縣では賞一甲とし、典・老が告發しなければ、賞一盾。故徼ぞいの縣でなければ、賞一盾、典・老が告發しなければ、答……。尉が嚴正に命令を下さず、黔首が命令に違反したならば、尉・尉史・士吏の擔當者は、それぞれ賞一甲、丞・令・令史は、それぞれ一盾。

## 【注】

①尉卒律…整理小組は ①「尉雜律」と同じ、②「尉の卒史が遵守する律」の二説を挙げる。その他に ③「卒」は「萃」に通じ、「收集・整理された律」とする説や、④「卒」は「萃」に通じ、「尉卒令」に對する附篇とする説もある。嶽麓には他に「尉郡卒令」「尉卒令」、さらには「卒令」「廷卒令」「郡卒令」「四司空卒令」があるという。「官署名」十卒律（令）という用例が中心であり、その點では「令」「共令」という呼稱に類似するが、詳細は不明。「尉」は廷尉を指すとされることもあるが、ここではむしろ縣尉の職務と關わる内容を持つ。

歲籙律于御史。尉雜（秦律十八種199）

官、都官所治它官獄者治之。

●廷卒甲二（嶽麓〔伍〕158）

贖。令七牒。

●尉郡卒令第七十六（嶽麓〔伍〕145）

■廷內史郡二千石官共令

●第己

●今辛（嶽麓〔伍〕62）

後從尉律、卒踐更一月休十一月也。（『史記』游俠列傳郭解 集解引如淳注）

②緣故徼縣及郡縣…「郡縣」とは內史以外の諸郡所屬の縣。53簡注

①參照。「緣故徼縣」とはそれ以外の縣、すなわち內史所屬の縣のうち、舊六國と境界を接していたもの。「故徼」は81簡注

②參照。二年律令には「緣邊縣道」「緣關塞縣道」が見える。

軍吏緣邊縣道、得和爲毒、毒矢謹藏（藏）。（二年律令19）

□・相國・御史請緣關塞縣道羣盜、盜賊及亡人越關・垣・離（籬）・格・塹・封・刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服跡窮追捕。（二年律令494）

③縣屬…整理小組は「縣の屬吏」とする。屬吏のなかでも、佐・史以下の下級役人を指すものだろう。

縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。（秦律十八種<sup>157</sup>）

●置吏律曰、縣・都官・郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。（嶽麓〔肆〕<sup>220</sup>）  
縣邑傳塞、及備塞都尉・關吏・官屬・軍吏卒乘塞者…。（二年律令<sup>490</sup>）

④之必…簡の斷裂により字跡を確認できない。後文から「之」字は推測可能だが、「必」と推測する理由は不明。「輒」「亟」である可能性もあろう。

劇成侯周繹操心堅正、身不見疑、上欲有所之、未嘗不垂涕。（『史記』傳靳蒚成列傳贊）

⑤謁于尉…「謁」は申し上げる、報告する、の意。謁、白也。（『說文解字』三篇上）

將牧公馬牛、馬【牛】死者、亟謁死所縣。（秦律十八種<sup>16</sup>）

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏・典。（二年律令<sup>305</sup>）

尉卒律曰、爲計、鄉嗇夫及典・老月辟其鄉里之入穀・徙・除及死亡者、謁于尉。（嶽麓〔肆〕<sup>140</sup>）

⑥聽…許可する。受理する。30～31簡注⑩參照。  
官各有辨、非其官事勿敢爲、非所聽勿敢聽。（二年律令<sup>216</sup>）

⑦爲期日…戻ってくる期日を設ける。

至於期日之夜、趙氏殺其守隄之吏、而決其水、灌知伯軍。（『韓非子』十過）

旦從相・中尉以下、勒車騎、發民會圍、大獵文安縣、以講士馬、須期日。（『漢書』武五子傳 燕刺王旦）

案、延壽年爵如書、毋官獄徵事、期往來百廿日。謁移過所縣邑。敢言之。尉史

□□□□□□□□□□……（肩水金關簡73EJT9:12A）

ここでは「期日」を爲す。它縣に之く所（有れば）と訓讀し、「有（？）所之它縣」を假定節として解釋した。一方で、「期日を之く所の它縣に爲す」と讀み、右の金關簡の如く、往來の所要日數を決め、目的地である「它縣」や經由地に伝えることか、という別案も出た。

⑧自五日以上…

御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誅、六日到旬、貲一盾、過旬、貲一甲。（秦律十八種<sup>115</sup>）

⑨典・老…里典・里老のこと。11～12簡注④參照。黔首の一時的な不在は典・老を通じて尉に報告されたのだろう。

尉卒律曰、爲計、鄉嗇夫及典・老月辟其鄉里之入穀・徙・除及死亡者、謁于尉。（嶽麓〔肆〕<sup>140</sup>）

⑩非緣故徹縣…ここでは「郡の縣」を指す。

⑪答□□…嶽麓律令には現今のところ答五十と答百が見える。字跡

は模糊としているが、一文字分のスペースに「五十」と書いたものに近いか。

⑫尉令不謹…謹は嚴正に、の意で、不謹とは嚴正ではなく、いい加減に行うこと。

賈市居列者及官府之吏、毋敢擇行錢・布。擇行錢・布者、列伍長弗告、吏循之不謹、皆有辜（罪）。金布（秦律十八種 68）又暴揚尙書事、言遲疾無所在、虧損聖德之聰明、奉詔不謹、皆不敬、臣謹以効。（『漢書』翟方進傳）

⑬失令…過失により命令に違反すること。

城禁、使卒民不欲寇微職和旌者、斷。不從令者、斷。非擅出令者、斷。失令者、斷。（『墨子』號令）其知而犯之謂之故、意以爲然謂之失、…不意誤犯、謂之過失。（『晉書』刑法志）

⑭尉史…官職名。尉（こゝでは縣尉）の配下にある書記官。

□校長援、丙子盡丙戌十一日不肆□□

□□丁亥朔戊子、尉守建・尉史午効□（正）

□朔戊子、尉守建敢言之。寫上。謁□（背）（里耶秦簡 ⑧ 671+⑧ 721+⑧ 2163）

解曰、居邑屋至不見敬、是吾德不脩也、彼何罪。乃陰屬尉史曰、是人、吾所急也、至踐更時脫之。（『史記』游俠列傳 郭解）

是時鴈門尉史「索隱、如淳云、律、近塞郡皆置尉、百里一人、士史・尉史各二人也」行徼。（『史記』匈奴列傳）

⑮士吏…官職名。縣や候官に所屬する武吏で、軍政や治安維持等を擔當する。115簡注⑤も參照。

●戍律曰、同居毋竝行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、貲二甲。（秦律雜抄 39）

盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智（知）、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。（二年律令 114）

外置大司馬五人、大將軍二十五人、偏將軍百二十五人、裨將軍千二百五十人、校尉萬二千五百人、司馬三萬七千五百人、候十一萬二千五百人、當百二十二萬五千人、士吏四十五萬人。（『漢書』王莽傳下）

# 【解説】

故徼と接する内史の縣、および郡の縣の間は、他所に出向く際にそれを尉に報告し、許可を得、與えられた期日までに戻らねばならなかった。他縣に赴きながら、五日間以上報告を怠った場合は、本人と監督責任のある里典・里老が處罰された。その處罰は貲刑・笞刑であるが、故徼ぞいの縣所屬の者の方が、郡の縣の者よりも若干處罰が重かった。一方、尉をはじめとした報告を受け付ける側の者は、通常は責任を問われなかったが、不在届けについての指示が不徹底であった場合には、貲刑により處罰された。

本條文は、ひとまず以上のように解釋できるものの、細かい點では疑問も残る。例えば、處罰の対象となるのは「所之它縣」の場合であるように讀めるが、それならば、縣内に留まっていた場合には、無斷で不在にしても罰せられないことになる。また「自五日以上」の起點となるのは出發日であろうが、報告せずに立ち去った場合、如何にして「出發日」が確定されたのかもはっきりしない。

《二三五～一三八》

●尉卒律曰、黔首將陽<sup>①</sup>及諸亡者<sup>②</sup>已有奔書<sup>③</sup>、及亡母（無）奔書、盈三月者<sup>④</sup>、輒筋<sup>⑤</sup>（削）爵<sup>⑥</sup>以爲士五（伍）。 135 (1234)  
有爵寡<sup>⑦</sup>、以爲母（無）爵寡。其小爵<sup>⑧</sup>及公士以上子<sup>⑨</sup>年盈十八歲以上、亦筋<sup>⑩</sup>（削）小爵<sup>⑪</sup>。而傳<sup>⑫</sup>及公 136 (1259)  
士以上子、皆籍以爲士五（伍）。<sup>⑬</sup>鄉官<sup>⑭</sup>輒上奔書縣廷、轉<sup>⑮</sup>臧<sup>⑯</sup>（藏）獄、史月案計日<sup>⑰</sup>、盈三月即辟問<sup>⑱</sup>鄉官、不出者、輒以令論、削其爵、皆校計<sup>⑲</sup>之。 137 (1258)  
138 (1270)

【譯】

●尉卒律。黔首で將陽した者、およびおよそ逃亡した者について、すでに奔書が作成されてから、およびまだ奔書は作成されていないものの、逃亡してから、三ヶ月以上となつたならば、爵位を削つて士伍とする。爵位を持つ寡婦は、爵位のない寡婦とする。小爵を持つ者および公士以上の子で年齢が十八歳以上の者も、また小爵を削る。爵位を持っていて傳籍される者および公士以上の子は、いずれも士伍として登記する。郷の官吏はそのつど奔書を縣廷にたてまつり、縣廷はそれを獄に轉送して保管し、獄吏は月ごとに調査して日数を計算し、三ヶ月に達したら郷の官吏に問い合わせ、出頭していなければ、そのつど令によって裁き、その爵位を削り、いずれもこれを照合する。

【注】

①將陽…逃亡罪のうち、逃亡日数が一年未滿のもの。40～43簡注⑥参照。

②諸亡者…ここでは「黔首將陽」以外のさまざまな逃亡者の總稱。出頭拒否（「不會」）や官吏の逃亡を含むものか。

③奔書…整理小組は逃亡状況を記した文書、ないしは「奔警」の指示に關連する文書とする。後文では郷官から提出される上申文書として現れるので、前者の可能性が高い。里耶秦簡に見える「奔牒」には、逃亡した年月日のほか、本籍地や前科の有無などが記された。刑徒についても類似的文書が作成されらしい。

廿六年七月庚辰朔乙未、遷陵拔謂學俚。學童拾有鞠、與獄史畸徹執、其亡不得。上奔牒而定名事里、它坐、亡年日月、論云何、[何]辜赦、或覆問之母有。與獄史畸以律封守、上牒、以書言、勿留。（里耶秦簡⑭18『出土文獻』1所收）

亡自出 鄉某爰書、男子甲自詣、辭曰、士五（伍）、居某里、以迺二月不識日去亡、母（無）它坐、今來自出。●問之□名事定、以二月丙子將陽亡、三月中逋築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、母（無）它坐、莫覆問。…敢言之。（封診式96～98）

隸臣妾毆（繫）城旦春、去亡、已奔、未論而自出、當治（答）五十、備毆（繫）日。（法律答問132）

④亡無奔書盈三月者…後文の内容からして、この「盈三月」は「已有奔書」と「亡無奔書」の兩方を承け、「奔書の有無を問わず、逃亡から三ヶ月が経過した」ことをいうのだろう。

⑤削爵…爵位を奪うこと。

多曰、小走馬、以十年時、與母兒邦亡荆。…問、多初亡時年十二歲、今廿二歲、已削爵爲士五。它如辯（辭）。（嶽麓〔參〕89～91）

有司劾奏、等輩數人皆削爵爲關內侯。〔漢書〕韋玄成傳

⑥有爵寡…寡婦のうち爵位を持つ者。戸主が死亡し息子や父母がいなければ、寡婦が戸主となり、彼女には子が繼承した場合と同じ待遇が認められた。

死母子男代戸、令父若母、母父母令寡、母寡令女、…。(二年律令 379)

寡爲戸後、予田宅、比子爲後者爵。(同 386)

今見一邑二里、大夫七戸、大夫寡二戸、大夫子三戸、不更五戸、  
□□四戸、上造十二戸、公士二戸、從廿六戸□(里耶秦簡 ⑧ 1236 + ⑧ 1791)

⑦小爵…特別な理由により未成年者(「小」)が帯びることになった爵位。「小」から「大」となるとき、通常の爵位に切り替えられたと考えられる。「大」とされる基準は睡虎地秦簡の時代には身長だが、居延漢簡においては十五歳で「大男」「大女」となる。

不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵、不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵、大夫以上年廿四歳、皆傳之。(二年律令 364)

南陽戸人荊不更蠻強 妻曰嗽 子小、上造□ 子小女子駝 臣曰聚 伍長

隸臣・城旦高不盈六尺五寸、隸妾・舂高不盈六尺二寸、皆爲小。  
(里耶秦簡 K 27)  
(秦律十八種 51~52)

⑧其小爵及公士以上子…整理小組は「公士以上、子年盈十八歳以上」と句讀するが、後文では「公士以上子」とし、矛盾する。ここで問題とされているのは未成年者の扱いであり、「公士以上の子」が正しい。それに従つてこの部分の句讀を改めた。

⑨削小爵…有爵者の子には、傳籍時に父の爵位に應じて爵が與えられた。「小爵を削る」とは、逃亡によりその特權が奪われることも含意するのだらう。ただし二年律令の段階では、公士や上造のような下級有爵者の子は、父が死んでもその爵位を繼承できない。嶽麓簡の時代には、公士程度の有爵者の子にも特權が認められたのであろうか。

疾死置後者、徹侯後子爲徹侯、…(中略)…不更後子爲上造、簪褭後子爲公士。(二年律令 367~368)  
當士爲上造以上者、以適(嫡)子…(中略)…各以其傳時父定爵士之。父前死者、以死時爵。當爲父爵後而傳者、士之如不爲後者。(二年律令 361~362)

⑩傳…兵役の對象として登録すること。秦代に登録される基準が身長から年齢に切り替わった。

不更以下子年廿歳、大夫以上至五大夫子及小爵、不更以下至上造年廿二歳、卿以上子及小爵、大夫以上年廿四歳、皆傳之。公士・公卒及士五(伍)・司寇・隱官子、皆爲士五(伍)。疇官各從其父疇、有學師者學之。(二年律令 364~365)  
令天下男子年二十始傳。〔師古曰、舊法二十三、今此二十、更爲異制也。傳讀曰附。解在高紀。〕〔漢書〕景帝紀)

⑪爵而傳及公士以上子皆籍以爲士伍・逃亡した小爵保有者などがやがて成長し、傳籍される時、無爵の「士伍」とされたことを言うのだから、「爵而傳」の解釋が難しく、「公士以上子」が「及」を挟んで何と對置されているのかもよく分からない。とりあえず「（小）爵を持っていて、傳籍時にその爵位を帶びるはずだった者」と「公士以上の子」が對置されていると考えて譯出した。一方で、脱字や衍字の可能性も含めて、さまざまな別案も出た。【解説】を参照されたい。

⑫郷官・郷の官吏、またはその治所。

使郵亭郷官皆畜雞豚。〔師古曰、…郷官者、郷所治處也。〕（『漢書』循吏傳 黃霸）

諸欲告罪人、及有罪先自告而遠其縣廷者、皆得告所在郷、郷官謹聽、書其告、上縣道官。廷士吏亦得聽告。（二年律令101）

⑬轉・取り次いで次に送る。

漢王下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。〔師古曰、轉、傳送也。〕（『漢書』高帝紀）

⑭月案計日・「計日」は日數を數えること。

百石以下有斗食・佐史之秩。〔師古曰、…一説、斗食者、歲奉不滿百石、計日而食一斗二升、故云斗食也。〕（『漢書』百官公卿表）

⑮辟問・「辟」は調べる・捜査する。

記到、各推辟界中、定吏主當坐者名。會月晦。（居延漢簡 E.P.F22:151B）

諸獄辟書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行。（二年律令276）  
鴻嘉元年六月庚午、東部候史長敢言之。謹辟問、日出三分蘭入、表一通。（肩水金關簡 73EJ722:011A～B）

⑯校計之・「校計」は數えて比べる、照合する。ここでは「之」の指す内容がはっきりしない。逃亡日數や削った爵位の級數などについて、記録に矛盾がないか照合することか。

願陛下校計繕修之費、永念百姓之勞、罷將作之官、減彫文之飾、損庖廚之饌、退宴私之樂。（『後漢書』郎顗傳）  
官奴婢捕虜、乃調給有書。今調如牒、書到、付受相與校計同月出入、毋令繆、如律令。（居延漢簡 E.P.F22:160）

# 【解説】

逃亡者からの爵位剝奪について規定する。「奔書」が作成済みであらうとなかろうと、逃亡後三ヶ月以上が経過したら逃亡者の爵位が削られ、無爵の士伍とされた。戸主が死亡して男子の後繼者がいなければ、寡婦が戸主となり、男子後繼者が帶びるはずだった爵位に準據して諸々の特權を認められる場合があったが、寡婦が逃亡して右の條件を満たせば、その特權も奪われた。また未成年者も爵位（小爵）を帶びることがあり、さらに有爵者の子は成年に達して傳される時、父の爵位の高下に應じて爵位の授與を期待できたが、それらの地位・特權も逃亡により剝奪された。

「奔書」とは、本條文後段の規定からすると通常は郷で作成された記録で、そこには逃亡した日付が明記されていたらしい。それは郷から縣に提出され、縣の獄史が毎月チェックし、逃亡から三ヶ月

が経過しても出頭していなければ、爵位剥奪となった。

以上が本條文の概要だが、注⑨⑩で述べたとおり、未成年者の扱いを述べた部分が読みにくい。その背後には「大」とされる基準と傳籍の基準は同じなのか相違するのか（漢代には十五歳で「大」とされ、二十歳（のちに二十三歳）で傳された）、その基準は身長なのか年齢なのか、當時の制度がよく分からないという問題がある。

睡虎地秦墓の主である「喜」は始皇元年に十七歳で傳されているが、この時の基準は年齢ではなく身長であり、それが身長に変わる契機が始皇十六年の「初令男子書年」（『史記』秦始皇本紀）であったという説に、ここでは従った。その後、漢初の二年律令の時點では、傳籍の年齢が二十歳とされ（注⑩所引二年律令364、365）、基準が年齢に切り替わったのは確実である。嶽麓簡の最終的な書寫年代は統一以降なので、すでに年齢基準だったと推測されるが、それが何歳なのか、傳籍と同時に「大」とされたのかについては、なお不明である。次に見るとおり、

匿罪人當貲二甲以上到贖死、室人存而年十八歲以上者、貲各一甲。（嶽麓〔肆〕1）

典・老占數、小男子年未盈十八歲（嶽麓〔肆〕11）

嶽麓簡の時代には十八歳が一つの基準となっている。この年齢で男子は傳籍され、同時に「小」から「大」となると假定すれば、「公士以上子年盈十八歲以上」はすでに正式な爵を持つていることになり、その續きは「削小爵・爵」と讀むべきだという意見も出た。

\*別案1

其小爵及公士以上子年盈十八歲以上、亦筋（削）小爵。而傳、及公士以上子、皆籍以爲士五（伍）。

小爵を持つ者および公士以上の子で年齢が十八歳以上の者も、

また小爵・爵を削って傳籍し、および公士以上の子は、…

ただしこの解釋には、①通常の爵位を持つ者については條文冒頭に規定されており、公士以上の子について繰り返される理由がはっきりしない、②二度目の「及公士以上子…」で、「及」を挟んで「公士以上子…」と對置されているものが存在しない、という難點がある。②をめぐっては、a「傳」と「及…」の間に脫文がある、b「及公士以上子」が前文に引きずられて誤記された衍字である、という可能性が考えられる。

\*別案2—a

…亦筋（削）小爵、而傳【…脫字…】及公士以上子、皆籍以爲士五（伍）。

…また小爵・爵を削り、【小爵を持つ者？】および公士以上の子を傳籍する際には…

\*別案2—b

…亦筋（削）小爵、而傳（及公士以上子）皆籍以爲士五（伍）。…また小爵・爵を削り、傳籍する際には…

【譯】および別案1では、脫字・衍字を想定せずに譯出したが、文意は最後に挙げた別案2の方が通る。

## 《二三九》

●尉卒律曰、縣尉治事<sup>①</sup>、毋敢令史<sup>②</sup>獨治<sup>③</sup>、必尉及士吏與、身臨<sup>④</sup>之。不從令者、貲一甲。

139 (1409)

【譯】

●尉卒律。縣尉が職務を行うにあたっては、史のみに單獨で行わ

せてはならず、必ず尉および士吏が關與し、自ら立ち會う。令に従わない場合は、貲一甲。

【注】

①治事…職務を行う。政務を執る。

惠帝怪相國不治事、以爲豈少朕與。〔漢書〕曹參傳

●凡治事、敢爲固、謁私圖、晝局陳昇（棋）以爲藉。（爲吏之道 1-5-215）

②史…ここでは尉史のこと。

尉令不謹、黔首失令、尉・尉史・士吏主者、貲各一甲。（嶽麓〔肆〕134）

③獨治…單獨で職務に當たること。

其守丞及令・長若眞丞存者所獨斷治論有不當者、令眞令・長・丞不存及病者皆共坐之、如身斷治論及存者之罪。（二年律令105-106）  
卅年十一月庚申朔丙子、發弩守涓敢言之。廷下御史書曰、縣  
□治獄及覆獄者、或一人獨訊囚、畜夫・長・丞・正・監非能與  
□□毆。不參不便。書到、尉言。●今已到。敢言之。（里耶秦簡⑧141+⑧668）

④臨…立ち會う。

使者・太守臨斂、賜複袞祭祠如法。〔漢書〕龔勝傳  
當收者、令獄史與官畜夫・吏雜封之、上其物數縣廷、以臨計。  
（二年律令179）

【解説】

縣尉の官署においては、書記官のみに單獨で職務を行わせるのではなく、必ず尉と士吏がその職務の場に同席すべきことを規定する。注②に引いた里耶秦簡は、囚人の訊問も複数の人間で行うべきことを述べており、本條文が述べる原則と共通する。

《一四〇—一四一》

尉卒律曰、爲計<sup>①</sup>、鄉畜夫及典・老<sup>②</sup>月辟<sup>③</sup>其鄉里之入穀<sup>④</sup>・徙<sup>⑤</sup>・除<sup>⑥</sup>及死亡者、謁<sup>⑦</sup>于尉。月牒<sup>⑧</sup>部<sup>⑨</sup>之、到十月乃  
比其牒<sup>⑩</sup>、里相就毆（也）以會計<sup>⑪</sup>。黔首<sup>⑫</sup>之闕亡者卒歲而不歸、結<sup>⑬</sup>其計、籍書其初亡之年月于結、善臧（藏）<sup>⑭</sup>以戒其得<sup>⑮</sup> 141（1372）

【譯】

尉卒律。計簿を作成するにあたっては、鄉畜夫および里の典・老が月ごとにその郷・里の新生兒、轉居した者、敘任された者、および死亡した者を調査し、尉に報告する。尉は月ごとに簡に記してまとめ、十月になるとその簡をならべ、里ごとにまとめたならば集計する。黔首の闕亡している者が一年経つても歸つてこなければ、その計簿から抜き出し、抜き出したものにその當初逃亡した年・月を書き記し、適切に保管して捕縛に備える。

【注】

①爲計…「計」とは帳簿、集計記録。里耶秦簡からは、出納記録（券）（割り符）などを集計して「計」が作られ、年度ごとにまとめて上級機關に提出されたことが窺える。

爲計、不同程者母同其出。 工律（秦律十八種99）

卅年四月盡九月、

倉曹當計禾

稼出入券。

已計。（里耶秦簡⑧776）

遷陵已計卅四年餘見弩臂百六十九。

●凡百六十九。

出弩臂四、輪益陽。

出弩臂三、輪臨沅。

●凡出七。

今九月見弩臂百六十二。（里耶秦簡⑧151）

卅五年九月丁亥朔乙卯、貳春鄉守辨敢言

之。上不更以下繇計二牒。敢言之。（里耶秦簡⑧1539）

②典・老…里典と里老。11～12簡注④參照。

③辟…調べる、捜査する。135～138簡注⑬參照。

④入穀…「穀」は嬰兒の意。「入穀」とは新生兒の出生による人口の増加を指すか。整理小組は、「穀」は「穀」に通じ、「入穀」で受け取った穀物の意とするものの、本條文が縣尉の動員しうる人員數の把握を意圖した規定であるなら、新生兒數と見た方が文脈には適合する。また「穀物」を意味する「穀」字は、秦簡には「五穀」（睡虎地秦簡日書乙種64）を除き用例がない。とはいえ「入穀」の語が史料に見えるのに對し、「入穀」には用例がなく、「入」の意も曖昧。「入・穀」で「轉入・出生」である

可能性もある。

穀、乳也。「段注、此乳者、謂既生而乳哺之也。」（《說文解字》十四篇下）

楚人謂乳穀、謂虎於菟、故命之曰闔穀於菟。（《春秋左氏傳》宣公四年）

君子以倍叛之心接臧穀、猶且羞之。「楊注、穀、乳也。謂哺乳小兒也。」（《荀子》禮論）

始令吏得入穀補官、郎至六百石。（《史記》平準書）

入穀簿 □（肩水金關簡73EJT1:117）

⑤徙…居所を移すこと。「除」と對になる「徙」は、通常官職の異動を指すが、前注に述べた本條文についての理解に基づき、「轉居」と解釋した。

甲徙居、徙數謁吏、吏環、弗爲更籍。（法律答問147）

其移徙者、輒移其行繇（徭）數徙所。（《嶽麓》〔肆〕247）

任者免徙、令其新畜夫任、弗任、免。害（憲）盜、除不更以下到士五（伍）、許之。（《嶽麓》〔肆〕209）

居延甲渠第九燧長單宮。徙缺。（居延漢簡E.P.F23:644）

故吏陽里上造梁普、年五十。今除補甲渠候官尉史。 代鄭駿。

（居延漢簡E.P.F22:58）

⑥除…官職に就けること。里典や郵人に任ずるのも「除」とされ（里耶秦簡⑧157）、その任に就けられると、徭役が免除される（とがある（二年律令265～266）。

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌卻之。啓陵廿七戶、已有一典。今有（又）除成爲典。何律令應。尉已除成・句爲啓陵郵人。其以律令。

〔里耶秦簡⑧ 157〕

令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。（二年律令265～266）

⑦謁・申し上げる、報告する。132～134簡注⑤参照。

⑧牒・木の札、簡牘。この場合は「牒書」する、すなわち札に書き留めることか。里耶秦簡では、幅廣の板に簡條書きする「疏書」に對して「牒書」が現れ、一行書きの細い札に書き記すことかと推察される。

牒、札也。（『說文解字』七篇上）

以尺牒牒書、當免者人一牒、署當免狀、各上。（嶽麓〔肆〕348）

廿九年九月壬辰朔辛亥、貳春鄉守根敢言之。牒書、水

火敗亡課一牒上。敢言之。（里耶秦簡⑧ 66）

八月乙酉、庫守悍敢言之。疏書、作徒薄（簿）牒北（背）上。敢言之。（里耶秦簡⑧ 66⑥+⑧ 97③）

⑨部・整理小組は「部、分也」とする。「部」（グループ）ごとに、

この場合は毎月の集計結果を「郷部」ごとにまとめることか。

漢王大説、遂聽信策、部署諸將。「師古曰、分部而署置。」（『漢書高帝紀』）

舍、其郷部課之。（嶽麓〔肆〕55）

⑩比其牒・札を並べて編綴することをいう。

合群國、比校民之有道者、設象以爲民紀、式美以相應、比綴以書、原本窮末。（『管子』小匡）

公車再召、比牒併名、早爲宰相。〔注、比牒猶連牒也、併名謂齊

名也。〕（『後漢書』鄭玄傳）

⑪里相就也以會計…「相就」は一つにまとめること。「會計」は計算すること。月ごとにまとめられていた帳簿を、一年が経過した時點で里ごとにまとめ直し、各郷・里の通年での人口の變動を集計することか。

疇謂其父老曰、諸君不以疇不肖、遠來相就。（『三國志』田疇傳）  
美人豐姿色、聰敏有才明、能書會計。（『後漢書』皇后紀 靈思何皇后）

張掖居延甲渠塞有秩士吏公乘段尊。中勞一歲八月廿日。能書會計、治官民頗知律令。文。（居延漢簡25・6）

⑫結・整理小組は「觚」と解し、書寫材料としての「觚」、ないしはそれに記入することとする。他方、睡虎地では「嫪」に通じ、「保證する（保証）」の意味で解される例もある。いこでは「紬」に通じるとする説に従い、「引き出す」および「その引き出した簡」と解釋した。

恒以八月令郷部畜夫・吏・令史相雜案戶、籍副臧（藏）其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細（紬）徙所、并封。（二年律令338）

民宅園戶籍・年細（紬）籍・田比地籍・田合籍・田租籍、謹副上縣廷。（二年律令331）

紬大弦而雅聲流、冽風過而增悲哀。〔李善注、紬、引也。〕（『文選』

卷一九宋玉「高唐賦」）

□□父母罵吏、又紬大刀欲賊傷吏、信

□燧長育敢言之。効捕令□（居延漢簡122・7）

⑬善藏…きちんと保管する。抽出した簡を紛失させないよう、特に注意したものか。

盆子時年十五、被髮徒跣、敝衣赭汗、見衆拜、恐畏欲啼。茂謂曰、善藏符。盆子即齧折棄之、復還依俠卿。(『後漢書』劉盆子傳) 及諸作官府者、皆日剪簿(簿)之、上其廷、廷日校案次編、月盡爲取(最)、固臧(藏)、令可案毆(也)。(獄麓[伍] 252)

⑭以戒其得…「戒」を「備える」と解釋したが、やや文意が抽象的ではつきりしない。「得」字は簡の下端に書かれているので、條文がさらに續き、「善く藏して以て戒む。それ得らるれば…(きちんと保管して怠らぬようにせよ。捕まえたなら…)」と讀む案も出た。

不虞之不戒。「注、虞、度也。戒、備也。」(『春秋左氏傳』襄公三年) 把其段(假)以亡、得及自出、當爲盜不當。自出、以亡論。其得、坐臧(臧)爲盜、盜臯(罪)輕于亡、以亡論。(法律答問131)

# 【解説】

郷・里における人口の増減、および何らかの役職を持つ者の数が報告され、まとめられ、集計される手續きを規定する。郷・里からは毎月縣尉に報告がなされ、縣尉は月ごとにその情報をもとめておき、十月になると里を單位にして帳簿をまとめ直し、集計した。縣尉は徭役・兵役の徵發に責任を負うので、そのために徭役擔當者・免役者の現在数が縣尉の下に集約されたのであろう。

●戌律曰、同居毋竝行、縣嗇夫・尉及士吏行戌不以律、貲二甲。(秦律雜抄 39)

乃陰屬尉史曰、是人、吾所急也、至踐更時脫之。(『史記』游俠列

## 傳 郭解

ひとまずこうした理解に基づき、「入穀」の語などを解釋した。だが注④⑤に附記したとおり、やや疑念も残る。縣尉が穀物出納にも關與することなどが明らかになれば、「入穀」を「入穀」とする解釋もその論據を持つことになる。また「里相就」は「里ごとに相就く」と讀み、計簿を構成する簡を里ごとにまとめ直すこととしたが、「里の役人が集い」という解釋も考えられる。

後段では逃亡者の記録管理に話が替わる。逃亡者についての情報は、前條に見えたとおり「奔書」によつて、縣の獄史がチェックしており、これと突き合わせて逃亡期間が一年を越えた者については、その記録が計簿から抜き出され、逃亡した日付が書き加えられたのだらう。

## 《一四二—一四六》

●尉卒律曰、里自卅戸以上置典・老各一人<sup>①</sup>。不盈卅戸以下、便利<sup>②</sup>、令與其旁里共典・老<sup>③</sup>、其不便<sup>④</sup>者、予<sup>⑤</sup>之典 142 (1323)

而勿予<sup>⑥</sup>老<sup>⑦</sup>。公天<sup>⑧</sup>以上擅啓門者<sup>⑨</sup>附<sup>⑩</sup>其旁<sup>⑪</sup>里<sup>⑫</sup>、典・老坐之。

「置典・老、必里相誰(推)<sup>⑬</sup>以其里公卒・士五(伍)年長<sup>⑭</sup>而母(無)害<sup>⑮</sup> 143 (1405)

者爲典・老。母(無)長者令它里<sup>⑯</sup>年長者。爲它里典・老、母以公士、及母敢以丁<sup>⑰</sup>者<sup>⑱</sup>、爲典・老、貲尉<sup>⑲</sup>・史<sup>⑳</sup>・士吏主 144 (1301)

者<sup>㉑</sup>各一甲、丞<sup>㉒</sup>・令<sup>㉓</sup>・史各一盾<sup>㉔</sup>。母(無)爵者不足、以公士。縣毋命<sup>㉕</sup>爲典・老者<sup>㉖</sup>、以不更<sup>㉗</sup>以下、先以下爵<sup>㉘</sup>。其或復未當事 145 (1283)

戊<sup>㉙</sup>、不復而不能自給者<sup>㉚</sup>、令不更以下無復不復<sup>㉛</sup>、更<sup>㉜</sup>爲典・老。

【譯】

尉卒律。里は三十戸以上であれば、典・老をそれぞれ一人置く。三十戸未満であれば、都合がよければ、隣の里と典・老を共有させ、都合がよくなければ、典をあたえるが老をあたえてはならない。公大夫以上の者が勝手に門をつくり、その隣の里につながったならば、隣の里の典・老が罪に問われる。典・老を置くときは、必ず里ごとにたがいに推薦して、その里の公卒・士伍の、高齢者で無害の者を典・老とする。高齢者がいなければ他の里の高齢者におこなわせる。他の里の典・老とするとともに、公士以上を選んではならず、またあえて丁を選んではならない。丁が典・老となつたときは、尉・尉史・士吏の擔當者はそれぞれ貲一甲、丞・令・令史はそれぞれ一盾。無爵の者が足りなければ、公士から選ぶ。命じて典・老とする者が縣の中にいなければ、不更以下を選び、爵の低い者を先にする。その者たちが復除されていて、使役されたり戍卒となるのにまだ當たらなかったり、復除されていないものの自給することができない場合は、不更以下の者を、復除されているといないとに關係なく、交替で典・老とする。

【注】

①里自卅戸以上置典・老各一人…整理小組は『禮記』『公羊傳』などを挙げ、里を構成する戸の数が典籍史料によつて異なることを指摘する。だがここで問題とされているのは、典・老を置くために必要な戸数であり、里そのものの戸数ではない。里耶秦簡には、二七戸で構成される遷陵縣啓陵鄉成里が、すでに典が

一名いるにもかかわらず、もう一名の典を要求したが、遷陵縣丞により申請を却下された事例が見える。

唯爲社事單出里。「鄭玄注、單出里、皆往祭社於都鄙。二十五家爲里。」（『禮記』郊特牲）

什一行而頌聲作矣。「何休注、家在田曰廬、在邑曰里、一里八十戸、八家共一巷、中里爲校室。」（『春秋公羊傳』宣公十五年）

州者謂之術。不滿術者謂之里。故百家爲里、里十爲術、術十爲州、州十爲都、都十爲霸國。（『管子』度地）

匿敖童、及占瘠（瘠）不審、典・老贖耐。●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐（詐）僞者、貲二甲。典・老弗告、貲各一甲。伍人、戸一盾、皆畀（遷）之。●傳律。（秦律雜抄32、33）

賊入甲室、賊傷甲、甲號寇、其四鄰・典・老皆出不存、不聞號寇、問當論不當。審不存、不當論。典・老雖不存、當論。（法律答問98）

廿二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。除士五（伍）成里句・成、成爲典、句爲郵人、謁令尉以從事。敢言之。

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌卻之啓陵。廿七戸已有一典、今有（又）除成爲典、何律令應（應）。尉已除成・句爲啓陵郵人。其以律令。／氣手。／正月戊戌日中、守府快行。正月丁酉旦食時、隸

妾冉以來。／欣發。壬手。（里耶秦簡⑧157）

②便利…ここでは傍里と隣接するなど、一人の典・老が二つの里を擔當しうる條件が整っていること。

秦、形勝之國、帶河山之險、縣隔千里、持戟百萬、秦得百二焉。地執便利、其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上建瓴水也。（『史記』

高祖本紀)

乃爲市之廣陝(狹)小大之度、令必每(稱)邑、便利其出入之門、百化(貨)財物利之。(銀雀山漢簡・守法守令等十三篇880)

③令與其旁里共典・老・共」とは共有すること。

都官除吏官在所及旁縣道。都官在長安・櫟陽・雒陽者、得除吏官在所郡及旁郡。(二年律令218)

共、同也。(《說文解字》三篇上)

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養。十人、車牛一兩、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人。十五人、車牛一兩、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛。都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠(予)車牛・僕。不盈七人者、三人以上鼠(予)養一人。(秦律十八種72-74)

④不便・

繆公曰、百姓苟不便、何故能誅其大臣。能誅其大臣、此其調也。(《史記》秦本紀)

古者、民各有鄉俗、其所利及好惡不同、或不便於民、害於邦。(睡虎地秦簡・語書1)

⑤予・睡虎地秦簡には「予」がみえず、通假字の「鼠」が用いられているが、龍崗秦簡・里耶秦簡では「予」が用いられている。「あたえる」という意味の「鼠」が「予」に變更されたことは、里耶秦簡の更名扁書にみえる。

從軍當以勞論及賜、未拜而死、有辜(罪)灋(法)耐畱(遷)其後。及灋耐畱(遷)者、皆不得受其爵及賜。其已拜、賜未受而死

及灋耐畱(遷)者、鼠(予)賜。(秦律十八種133-134)

勿予其言毆(也)、□字□□□禁□□□□(龍崗秦簡198)

敢言之。前日言當爲徒隸買衣及予吏益僕。(里耶秦簡⑥)

圖如故、更予(里耶秦簡⑧410)

⑥公大夫以上擅啓門者・公大夫は第七級の爵。ここでの「啓門」とは門の扉を開くことではなく、垣根を壊して門をつくること。里の境界となつてゐる垣根に、勝手に穴を開けて門とすることが想定されてゐるのであろう。

爵。一級曰公士、二上造、三簪褭、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關內侯、二十徹侯。皆秦制、以賞功勞。(《漢書》百官公卿表)

委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老・小未傅者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇(徭)使。節(即)載粟、乃發公大夫以下子未傅年十五以上者。(二年律令412-413)

錯爲內史、門東出、不便、更穿一門、南出。南出者、太上皇廟垣垣也。(《漢書》中屠嘉傳)

⑦附・整理小組は「附」を「里と里の間にある境界の垣根を壊して

門をつくり、その門が旁里に直接附着すること」とする。嶽麓肆で「附」と釋されている字はこの箇所のみであり、圖版から「付」は確認できても偏の「阜」は削げていて判讀できない。

別の字である可能性も残る。

⑧誰（推）…「誰」と「推」の通假は、整理小組が挙げる典籍史料の他、出土文字史料にも用例が見える。

孰居無事推而行是。〔經傳釋文、司馬本作誰。〕〔莊子〕天運）天下皆樂誰（推）而弗厭（厭）也、不以元（其）无爭與。（馬王堆帛書・老子乙本德經・第六十六章）縣各署食盡日、前縣以誰（推）續食。（二年律令235）

⑨年長…ここでは相対的な「年長者」ではなく、後文に見える「丁」よりも年上で、徭役・軍役の対象とはならない者を指す。他の簡牘史料では、年長者の意で用いられている語として、「長者」が見える。

呂后年長、常留守、希見上、益疏。〔史記〕呂太后本紀）母適（嫡）子、以扁（偏）妻子・孽子、皆先以長者。若次其父所以、所以未傳、須其傳、各以其傳時父定爵士（仕）之。父前死者以死時爵。當爲父爵後而傳者、士（仕）之如不爲後者。（二年律令361～362）

⑩母（無）害…職務遂行にあたって差し障りがないことをいう。以文無害爲沛主吏掾。〔史記〕蕭相國世家）

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問（聞）二千石官、二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。（二年律令396～397）

■故徹外蠻…請令縣以□、令吏母（無）害者（嶽麓〔肆〕303）

⑪它里…この場合は「旁里」に限らず、近隣のその他の里を指す。越里中之與它里界者、垣爲完（院）不爲。巷相直爲院。字相直者不爲院。（法律答問186）

⑫丁・「丁」とは、成人、壯年。ここでは、徭役・軍役の対象を指す。傳籍されてから「老」となるまでの成人のことであろう。参考として、西晉における丁の年齢区分も挙げておく。

隸臣欲以人丁、鄰者二人贖、許之。其老當免老・小高五尺以下及隸妾欲以丁、鄰者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操敗紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。倉。（秦律十八種61～62）

□□工事縣官者復其戶而各其工。大數衛（率）取上手什（十）三人爲復、丁女子各二人、它各一人、勿筭（算）繇（徭）賦。家母當繇（徭）者、得復縣中它人。縣復而母復者、得復官在所縣人。新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。盈二歲而巧不成者、勿爲復。（二年律令278～280）

不更以下子年廿歲、大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歲、卿以上子及小爵大夫以上年廿四歲、皆傳之。公士・公卒及士五（伍）・司寇・隱官子、皆爲士五（伍）。疇官各從其父疇、有學師者學之。（二年律令364～365）

大夫以上年五十八、不更六十二、簪褭六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。（二年律令366）

漢儀注曰、人年十五至五十六出賦錢、人百二十、爲一筭。又七歲至十四出口錢、人二十、以供天子。至武帝時又口加三錢、以補車騎馬。（後漢書）光武帝紀下注）

又制戶調之式。：男女年十六已上至六十爲正丁、十五已下至十

三・六十一已上至六十五爲次丁、十二已下六十六已上爲老小、不事。〔晉書〕食貨志)

⑬尉・尉史・士吏主者…132～134簡の注を参照。

⑭縣母命爲典・老者…「縣母命」とは、「高齡の公卒・士伍で無害の者」や「高齡の公士」など、前段で挙げられている選任條件に合致する者がおらず、「縣が任命できない」ことをいうのであろう。

⑮不更…第四級の爵。注⑥の『漢書』百官公卿表参照。

⑯下爵…相對的に爵が低い者のこと。

●戍律曰、下爵欲代上爵、上爵代下爵及母(無)爵欲代有爵者戍、皆許之。以弱代者及不同縣而相代、勿許。【不當相代】而擅相代、賞二甲。雖當相代而不謁書于吏、其庸代人者及取代者、賞各一甲。(嶽麓〔肆〕182～183)

鬪而以刃(刃)及金鐵銳・錘・棒(錘)傷人、皆完爲城旦春。其非用此物而眇人、折枳(肢・齒・指、肢體、斷陝(決)鼻・耳者、耐。其母傷也、下爵毆上爵、罰金四兩。毆同列以下、罰金二兩、其有痕瘡及□、罰金四兩。(二年律令27～28)

⑰復未當事戍・「復」とは賦稅・徭役を免除すること。「事」とは使役、「戍」とは戍役(軍役)。「當事戍」は、二年律令でいう「當繇(徭)戍」のことか。

蜀漢民給軍事勞苦、復勿租稅二歲。〔師古曰、復者、除其賦役、

也。〕〔漢書〕高帝紀上)

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬(警)事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、戶勿減。令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。(二年律令265～266)

因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復、不事十歲。〔史記〕秦始皇本紀)

故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戶、勿事。〔應劭曰、不輸戶賦也。如淳曰、事謂役使也。師古曰、復其身及一戶之內皆不徭賦也。〕〔漢書〕高帝紀下)

諸當行粟、獨與老父母居、老如皖老、若其父母罷瘠(癯)者、皆勿行。金瘕、有□病、皆以爲罷瘠(癯)。可事如皖老。其非從軍戰瘕也、作縣官四更、不可事、勿事。勿(?)以爲(?)眡(?)瘳之令、尉前。(二年律令408～409)

前書晉義曰、更有三品。有卒更、有踐更。古正卒無常、人皆當迭爲之。一月一更、是爲卒更。貧者欲得雇更錢、次直者出錢雇之、月二千、是爲踐更。古者天下人皆當戍邊三日、亦名爲更。不可人自行三日戍、當行者不可往即還、因住一歲、次直者出錢三百雇之、謂之過更。(後漢書)明帝紀注『史記』吳王濞列傳の正義では「直戍邊」)

當戍、已受令而逋不行過七日、若戍盜去署及亡過一日到七日、贖耐。過七日、耐爲隸臣。過三月、完爲城旦。(二年律令398)

「復」と「未當事戍」は意味が重なり、繋げて讀むのは矛盾しているようではあるが、前引『史記』秦始皇本紀や『漢書』高帝紀をふまえ、「復未當事戍」と讀んだ。

⑱不能自給者…自力で典・老としての役割を擔えないこと。一方で、

典・老として働いたための備品を自辨できないことだという意見も出た。

院老各半其爵繇（徭）員、入獨給邑中事。●當繇（徭）戍而病盈

卒歲及毆（繫）、勿聶（攝）。（二年律令407）

不更年五十八、簪裹五十九、上造六十、公士六十一、公卒・士五

（伍）六十二、皆爲院老。（二年律令357）

秦上皇時內史言、西工室司寇・隱官・踐更多貧不能自給糧（糧）。

（嶽麓〔肆〕329）

課上金布副。…所不能自給而求輸。（里耶秦簡⑧65）

# ①9 無復不復…復・不復に關係なく。

●戍律曰、城塞陞鄣多陝（決）壞不脩、徒隸少不足治、以閒時歲

一興大夫以下至弟子・復子無復不復、各旬以繕之。盡旬不足以索

（索）繕之、言不足用積徒數屬所尉、毋敢令公士・公卒・士五

（伍）爲它事、必與繕城塞。（嶽麓〔肆〕188～189）

入頃芻稟、以其受田之數、無狼（壘）不狼（壘）、頃入芻三石、稟

二石。芻自黃蘗及蔭束以上皆受之。入芻稟、相輪度、可毆（也）。

田律。（睡虎地秦簡・秦律十八種8～9）

# ②0 更…交替で。

然令遠方之卒守塞、一歲而更。「師古曰、更、謂易代也、音庚、又

讀如本字。」（『漢書』鼂錯傳）

# 【解説】

里の典・老の設置に關する規定。三十戸以上の里であれば典・老を一人ずつ置くことができ、三十戸未満であれば、隣里の典・老が

職務を兼ねるか、あるいは典のみが置かれることになった。

以上が典・老の設置條件で、さらに本條文の後半には典・老に任

じられる者の條件が述べられるが、その間に、公大夫以上の有爵者

が勝手に里の周壁を壊し、門を作った場合の處罰規定が挿入される。

門をつくった本人への科罰が見えないが、注⑥に引いた二年律令182

が示すとおり、勝手に門を作ることは禁じられており、當然罰せら

れたと考えられる。あるいは、高位の有爵者は許可があれば、自分

の都合に合わせて門を作ることができたものの、許可がなければ（

Ⅱ 擅）咎められたことを念押ししているのかもしれない。

續く「置典・老」以下が典・老への任命條件について述べる。

典・老は里内での互選によって、原則としては無爵の高齡者（Ⅱ 丁

ではない者）から適任の者が選ばれた。里内に條件を満たす者がい

ない場合は、他の里に居住する者から選ばれることもあった。諸條

件のうち、「丁ではない」ことは特に重要で、丁を選んだ場合には

縣尉をはじめとした任命權者が罰せられた。典・老としての職務は

一種の勞役であり、徭役負擔者である「丁」に、典・老の任をさら

に負わせることは避けられたのであろう。

一方、「無爵」という條件は、該當者がいなければ緩和された。

ただし、やむを得ず有爵者から選ぶ場合でも、不更以下の者のなか

から、より低い爵の者が選ばれた。さらに、不更以下の高齡者の中

には、勞役を免除され、本來は典・老とされないはずの者や、免除

されてはいない（例えば院老のように、徭役の半減にとどまっている年配

の有爵者。注⑩所引二年律令407、357參照）ものの、典・老の任に就くこ

とが不可能な者もあり、その場合には免除・非免除を問わず、不更

以下の者數人が、交替で典・老の勤めを果たすことも認められてい

た。

本條文では、典・老の任命規定に違反した場合、丞・令・令史だけでなく、尉・尉史なども處罰對象となっている。二年律令305・306に、

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏。典・田典更挾里門簾鑰、以時開。伏閉門、止行及作田者。其獻酒及乘置・乘傳、以節使、救水火追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。

とあるように、典が里門の管理など治安の維持をも擔當していたからであろう。注①に引いた里耶秦簡⑧125でも、典・郵人への任命に縣尉が關與している。

晉代になると、百戸ごとに里吏一人を、縣が任命するようになる。

縣率百戸置里吏一人、其土廣人稀、聽隨宜置里吏、限不得減五十戸。〔晉書〕職官志

唐にもそれが繼承されて、

百戸爲里、五里爲鄉、四家爲鄰、五家爲保、在邑居者爲坊、在田野者爲村、村坊鄰里遞相督察。〔唐令拾遺〕戸令一甲

とあるように、一里百戸と規定された上で、

諸里正、縣司選勳官六品以下白丁、清平強幹者充、其次爲坊正、若當里無人、聽於比鄰里簡用、其村正取白丁充、無人處、里正等、竝通取十八以上中男殘疾等充。〔唐令拾遺〕戸令五

爵ではなく勳官を基準に、里正が選ばれた。この簡では「母害」の者を里で推薦していたが、唐令では「清平強幹」のものを縣が選ぶ形式となっている。該當者がなければ、隣の里の人間を選ぶという點もこの簡と同様である。

# 《一四七・一五〇》

繇（徭）律<sup>①</sup>曰、興繇（徭）<sup>②</sup>及車牛<sup>③</sup>及興繇（徭）<sup>④</sup>而不當者<sup>⑤</sup>及擅傳（使）人屬弟子<sup>⑥</sup>・人復<sup>⑦</sup>子<sup>⑧</sup>・小教童<sup>⑨</sup>・弩（奴）<sup>⑩</sup>、鄉嗇夫・吏主者、  
147 (1232)

各二甲。尉・史・士吏・丞・令・史見及或告而弗効<sup>⑪</sup>、與同罪。弗見莫告<sup>⑫</sup>、賞各二甲。〔給邑中事<sup>⑬</sup>、傳送委輸<sup>⑭</sup>、先  
148 (1237)

悉縣官車牛及徒<sup>⑮</sup>給之<sup>⑯</sup>。其急不可留、乃興繇（徭）如律<sup>⑰</sup>。不先悉縣官車牛徒而興黔首及其車牛以發  
149 (1238)  
繇（徭）<sup>⑱</sup>、力足以均而弗均<sup>⑲</sup>、論之。  
150 (1240)

## 【譯】

徭律。徭役從事者と…車牛を動員し…であった場合、および徭役從事者を動員したが不適當であった場合、および人の弟子、人の復子・小童や教童・奴を勝手に使役した場合、郷嗇夫・吏の擔當者はそれぞれ貲二甲。尉・尉史・士吏・丞・令・令史が、見知っていたおよびこのことを告げる者がいたにもかかわらず効さなければ、ともに同罪。見知っていなかったし、告げる者もいなかったのなら、それぞれ貲一甲。邑中の役務に充當するときや、遞送・輸送については、さきに官府の車牛と徒をすべて行かせる。緊急の用務で、留めてはならないときに、はじめて律の通りに徭役從事者を動員する。官府の車牛と徒をすべて用いていないのに黔首とその車牛を動員し、徭役勞働として徵發したり、負擔を均等にするだけの勞働力が充分にあるのに均等にしなかったりしたならば、これを裁く。

## 【注】

① 繇（徭）律…徭役に關する律。徭律は睡虎地秦簡や二年律令にも

みえる。

■繇（徭）律（二年律令417）

②興徭…「興」は人力や物資を動員すること。「徭」は徭役としての労働を指すが、ここでは「車牛」と對になるので、徭役に従事する人間（徭徒）のことか。

平頒其興積。「鄭注、縣官徵聚物曰興、今云軍興、是也。」（『周禮』地官・旅師）

興關中卒乘邊塞。（『漢書』高帝紀）

徼外人來入爲盜者、要（腰）斬。吏所興能捕若斬一人、捧（拜）爵一級。不欲捧（拜）爵及非吏所興、購如律。（二年律令61）

●繇（徭）律曰、發繇（徭）、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執法、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及母敢擅傳（使）赦童・私屬・奴及不從車牛、凡免老及赦童未傳者、縣勿敢傳（使）、節載粟乃發赦童年十五歲以上、史子未傳先覺（學）覺（學）室、令與栗事、赦童當行栗而寡子獨與老父老母居、老如免老、若獨與庠（穰）病母居者、皆勿行。（嶽麓〔肆〕156～159）

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其毋訾（貲）者與共出牛食・約載具。吏及宦皇帝者不與給傳送事。委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老・小未傳者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。節（卽）載粟、乃發公大夫以下子未傳年十五以上者。補繕邑院、除道橋、穿波（陂）池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下、勿以爲繇（徭）。市垣道橋、令市人不敬者爲之。縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）。戌有餘及少者、隕後年。興傳（？）送（？）爲□□□□及發繇（徭）戌不以次、若擅興車牛、及繇（徭）

不當繇（徭）使者、罰金各四兩。（二年律令411～415）

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。（嶽麓〔肆〕244）

③車牛…牛およびそれに牽引される車。

是時民多無車牛。斐又課民以閒月取車材、使轉相教匠作車。又課民無牛者、令畜豬狗、賣以買牛。始者民以爲煩、一二年間、家家有丁車・大牛。（『三國志』魏書倉慈傳注引『魏略』）

都官有秩吏及離官嗇夫、養各一人、其佐・史與共養。十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人、十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛、都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠（予）車牛・僕、不盈七人者、三人以上鼠（予）養一人。小官毋（無）嗇夫者、以此鼠（予）僕・車牛。狼生者、食其母（母）日粟一斗、旬五日而止之、別紲以段（假）之。金布律。（秦律十八種72～75）

④興徭及車牛及興徭…この箇所は非常に難解である。徭役の徵發に關連する違法行爲が列擧されているはずだが、「興徭及車牛」だけでは、これがなぜ處罰の對象となるのか分からない。ひとまず「興徭及車牛」という一文に何らかの脱落があるものとして譯出した。例えば、嶽麓〔肆〕156～159にみえる「不從車牛」のように、車牛を修飾する何らかの單語が脱落しているのかもしれない。

一方、「及興徭」の三文字が衍字である可能性もある。その場合、この條文の冒頭部分は「興徭及車牛而不當者」となり、「徭役従事者と車牛を動員したが不適當であつた場合」と解す

ることが出来る。

⑤興徭而不當者…ここである「不當」とは、徭役に該當しない者を動員したり、徭役として行うべきではない事業を行うことであろう。

興傳(?)送(?)爲□□□及發繇(徭)戍不以次、若擅興車牛、及繇(徭)不當繇(徭)使者、罰金各四兩。(二年律令44、45)

⑥擅使人屬弟子…「人屬弟子」について、整理小組は「人弟子」と略稱されるもので、私人の許にいる「弟子」であるとする。注②に引いた156、159簡に「人弟子・復子」とあるのがその論據となる。本譯注も、ひとまず「屬」が衍字であるか、「人屬弟子」人弟子であると考えた。一方で「人屬」「私屬」とする意見も出た。「私屬」については77簡注①を参照。

「弟子」は吏の下で學ぶ者と解されており、詳細は不詳だが、勞役免除の對象であつたことはいふことができる。「人弟子」とは私的な門生のことを指すか。走馬樓吳簡には「私學」「私學弟子」が見える。

當除弟子籍不得、置任不審、皆耐爲侯(候)。使其弟子贏律、及治(答)之、貲一甲。決革、二甲。除弟子律。(秦律雜抄6、7)

●故大夫斬首者、遷。●分甲以爲二甲蒐者、耐。●縣毋敢包卒爲弟子、尉貲二甲、免。令、二甲。●輕車・趣張・引強・中卒所載傳(傳)到軍、縣勿奪。奪中卒傳、令・尉貲各二甲。(秦律雜抄7、9)

疇官各從其父疇、有學師者學之。(二年律令36)

私學長沙劉陽謝達、年卅一、居臨湘都鄉立沂丘。十一月十五日石

郎中寶通舉。(走馬樓吳簡122-2617)

⑦人復復子…「人復々子」について、整理小組は「人復子」と略稱されるものとする。次に引く嶽麓簡210、211に「人復子」とあるのに據るのだろうか。本譯注も、ひとまず重文符號を衍字とした(ただし210、211の「人屬弟」は「人屬弟子」の誤記である可能性があり、「人復子」が正確かどうか、若干の疑念も残る)。

さらに整理小組は「人復子」を、「徭役を免じられた者の子」とする。だが親の徭役が免除されているからといって、子の徭役が自動的に免除されるわけではあるまい。むしろ親が一定以上の老年となり、その世話のために徭役を免除された者ではないか。ただし「復子」に冠せられる「人」については、「人弟子」のように「民間の」と解することができず、意味するところが分からない。

置吏律曰、縣除小佐母(無)秩者、各除其縣中、皆擇除不更以下到士五(伍)史者爲佐、不足、益除君子子・大夫子・小爵及公卒・士五(伍)子年十八歲以上備員、其新黔首勿強、年過六十者勿以爲佐。人屬弟・人復子欲爲佐吏(嶽麓(肆)210、211)

今天下孝子順孫願自竭盡以承其親、外迫公事、內乏資財、是以孝心闕焉。朕甚哀之。民年九十以上、已有受壽法、爲復子若孫、令得身帥妻妾遂其供養之事。「師古曰、若者、予及之辭也。有子即復子、無子即復孫也。」(漢書武帝紀)

⑧小敖童…小童と敖童の併稱。78+65簡の注③を参照。

⑨弩…「奴」の通假字と解した。注②に引いた156、159簡にも「…私

屬・奴……とある。

●詰武。武雖不當受軍弩（奴）、視以告捕武、武宜聽視而後與吏辯是不當狀、乃格鬪、以劍擊傷視、是賊傷人也。何解。（奏讞書41、42案例⑤）

⑩見及或告而弗効……  
典・老・伍人見及或告之而弗告、貲二甲。（嶽麓〔肆〕125、126）

⑪弗見莫告……

舍室爲里人盜賣馬・牛・人、典・老見其盜及雖弗見或告盜、爲占質、黥爲城旦、弗見及莫告盜、贖耐、其伍・同居及一典、弗坐。（嶽麓〔肆〕204、205）

⑫給邑中事……邑中での役務。聚落近邊で行われる役務で、151、153簡に見える「補繕邑院、除田道橋……」などがそれに該当するのであろう。

院老各半其爵繇（徭）員、入獨給邑中事。●當繇（徭）戍而病盈卒歲及毆（繫）、勿翦（攝）。（二年律令407）

⑬傳送委輸……傳送とはリレー式に移送すること。二年律令譯注225簡注①参照。委輸は輸送。二年律令411、415簡注⑦参照。

●繇（徭）律曰、委輸傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。（嶽麓〔肆〕248）

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其毋訾（貲）者與共出牛食・約載具。吏及宦皇帝者不與給傳送事。委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、

徒行八十里。（二年律令411、412）

⑭徒……特に「刑徒」を指す場合もあるが、注②に引いた244簡の「徭徒」のように、官府で就役している勞働力一般を指す語でもある。注⑩に引いた里耶秦簡では、黔首を動員する前に、刑徒のみならず「乘城卒」が使役されており、ここに見える「縣官の徒」には、こうした兵士たちも含まれたと考えられる。

⑮先悉縣官車牛及徒給之……整理小組は「悉」を「盡」とする。二年律令にも類似的の規定が見える。次の注に引く里耶秦簡では「悉行」と書かれる。

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其毋訾（貲）者與共出牛食・約載具。（二年律令411）

⑯其急不可留、乃興徭如律……他の用例からすれば、「其急事不可留」とするのが正規の表現なのであろう。緊急の用務で、遅延できない場合について言う。

●繇（徭）律曰、委輸傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。……（中略）……盡興隸臣妾・司寇・居貨贖責（債）、縣官□之□傳輸之、其急事、不可留毆（也）、乃爲興繇（徭）。（嶽麓〔肆〕248、250）

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉。令曰、傳送委輸、必先悉行城旦春・隸臣妾・居貨贖責、急事不可留、乃興繇。今洞庭兵輸內史及巴・南郡・蒼梧、輸甲兵當傳者多。節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲・居貨贖責・司寇・隱官踐更縣者。田時毆、不欲興黔首。嘉・穀・

尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貲贖責・司寇・隱官踐更縣者薄、有可令傳甲兵、縣弗令傳之而興黔首。興黔首可省少、弗省少而多興者、輒効移縣、縣亟以律令具論當坐者、言名夫秦守府。嘉・穀・尉在所縣上書。嘉・穀・尉令人日夜端行。(里耶秦簡⑩52)

①⑦興黔首及其車牛以發徭…「發」とは徵發すること。「發徭」とは徭役として勞働力を徵收すること。別案として、「發繇」を「徭役を發動する」、「徭役を開始する」と解釋する意見も出た。

經帶無過三寸、母布車及兵器、母發民男女哭臨宮殿。(『史記』孝文本紀)

今大王以喪事徵、宜日夜哭泣悲哀而已、慎毋有所發。〔師古曰、發謂興舉衆事。〕(『漢書』王吉傳)

關東羣盜多、今上急益發繇治阿房宮、聚狗馬無用之物。(『史記』李斯列傳)

興傳(?)送(?)爲□□□□及發繇(徭)戍不以次、若擅興車牛、及繇(徭)不當繇(徭)使者、罰金各四兩。(二年律令414～415)

①⑧力足以均而弗均…整理小組は「均」を「調配」のこととし、「均徭」「平徭」といった類例を引く。一人あたりの勞役負擔を均等にするであろう。

●戍律曰、…(中略)…其力足以爲而弗爲及力不足而弗言者、貲縣丞・令・令史・尉・尉史・士吏各二甲。離城鄉嗇夫坐城不治、如城尉。(獄麓〔肆〕188～191)

繇(徭)律曰、…(中略)…發吏力足以均繇(徭)日盡歲弗均、鄉嗇夫・吏及令史・尉史主者貲各二甲、左遷。令・尉・丞繇(徭)已盈員弗請而擅發者貲二甲、免。吏(?)□繇(徭)□均、

僞爲其券書以均者貲二甲、廢。(獄麓〔肆〕253～256)

# 【解説】

徭役の動員に關する規定。前半部分は、不當な徭役の徵發や、使役してはならない人員を勝手に使役した場合への科罰規定であろうが、脱字や衍字を想定せねば意味が通らない部分があり、難解。後半部分は、「給邑中事」や「傳送委輸」に際しては、喫緊の用件を除いて、縣官の車牛と人夫を動員して處理することを規定し、併せてそれを破った場合の處分が述べられる。ただ、以降に見える徭律條文においては、本條文で使役對象外とされる者についても、特別な役務で、上級機關での許可が得られた場合には、動員できたようである。

本條文と類似する令文を引用した史料として、注⑩に里耶秦簡⑩5を挙げた。徭律中の一條文である本條と、この令との關係は不明だが、始皇二七年二月時點では令であつたものが、のちに律に編入されたという可能性も考慮しておくべきであろう。

なお、唐代の徭役規定については、二年律令譯注411～415簡の【解説】參照。

## 《一五二～一五三》

●繇(徭)律曰、補繕邑院①、除田道橋②、穿汲(汲)池(陂)池、漸(漸)奴(驚)苑③、皆縣黔首利毆④(也)、自不更以下⑤及都官⑥、及諸除有爲

毆(也)⑦、及八更⑧、其阼老而皆不直更者⑨、皆爲之。冗宦及冗官者⑩、勿與。除郵道橋⑪・駝(駝)道行外者⑫、令從戶

□□徒爲之、勿以爲繇（徭）<sup>⑮</sup>

153 (338)

【譯】

徭律。邑院を補修したり、田の道路や橋を整備したり、池を浚渫したり、驚苑に溝を掘るのは、いずれも縣の黔首が利とするものであるなら、爵不更より以下、および都官所屬の者、およびもろの敍任されて用務を與えられている者、および八更の者は、そのうちの院老であつていずれも輪番にあたつていない者も含めて、いずれもこうした作業をする。冗宦および冗官は、作業にあずからない。郵の道路や橋、郊外をとる馳道を整備する場合、從戸…徒にこれをさせ、徭とみなさない。

【注】

①補繕邑院…居住區の境界を構成する垣根を補修する。

免老、小未傳者、女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。節（卽）載粟、乃發公大夫以下子未傳年十五以上者。補繕邑院、除道橋、穿波（陂）池、治溝渠、塹奴苑。（二年律令42～43）

越邑・里・官・市院垣、若故壞決道出入、及盜啓門戶、皆贖黥。其垣壞高不盈五尺者、除。（二年律令82）

越里中之與它里界者、垣爲完（院）不爲。巷相直爲院、宇相直者不爲院。（法律答問186）

②除田道橋…居住區の外側、田部（田耆夫の管轄區域）にある道路や橋を整備する。後文に「除郵道橋」とあり、この場合の「道・橋」は「郵」の管轄下のものとみられること、さらに二年律令414に「市垣道橋」は「市人」に整備させるとあることと、本條

の「田道橋」を對比させた場合、「郵」と「市」「田」はそれぞれに異なる管轄に屬す區域を指すと考えられる。同じく二年律令247～248では、郷と田が道路の管理を分擔しており、この推測を裏付ける。「田道」とは具體的には阡陌のことであろう。

□勿以爲繇（徭）。市垣道橋、令市人不敬者爲之。縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）。戍有餘及少者、贖後年。（二年律令44）

十月爲橋、脩波（陂）堤、利津梁。雖非除道之時而有陷敗不可行、輒爲之。郷部主邑中道、田主田道。道有陷敗不可行者、罰其耆夫、吏主者黃金各二兩。（二年律令247～248）

●除害興利、茲（慈）愛萬姓。…千（阡）佰（陌）津橋、困屋牆（牆）垣、溝渠水道、…（爲吏之道50+2～16+3）

田道衝衝不除、…田徑不除、…（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」78～79）

九月、大除道及阪險。十月爲橋、脩波隄、利津□鮮草。雖非除道之時、而有陷敗不可行、輒爲之。（青川縣郝家坪秦墓十六號木牘正面）  
卅二年十月己酉朔乙亥司空守國徒作簿。…五人除道沉陵。…（里耶秦簡⑥2289）

③塹驚苑…「奴」は「驚」に通じ、「驚苑」は駄馬を飼育する民間の牧場【解説】参照。そうした牧場の保守・整備の全般を指すのであろう。

□馬奴【苑】□□（龍岡秦簡62）

治奴苑如縣官苑。（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」62+2）

④皆縣黔首利也…「上記の作業が縣の黔首の利益となるなら」と譯出したが、「利益となるので」とする案も出た。いずれにせ

よ、律文にこうした条件節が含まれるのは不自然で、二年律令412～413ではこの部分が削除されている。想像するに、「これらは民の利益になるのだから」という説明的な一文は、この條文の元になった王の命令書に記されていたもので、本来ならそうした文言は命令書を法文として編集する際に削除されるべきだが、それが削除されずに残ってしまったのかもしれない。

⑤自不更以下…

繇（徭）律曰、發繇（徭）、自不更以下繇（徭）戌、自一日以上盡券書、及署于牒、將陽倍（背）事者亦署之。（嶽麓〔肆〕253）

⑥都官…中央官直屬の官署。57簡注⑯参照。ここで徵發對象とされているのが、都官に所屬するどのような人間かはわからない。

ひとまず刑徒や卒が想定し得るが、他に都官の官署で雑役に服している民や、都官所屬の吏のうち「更」（輪番勤務）の者も、對象となったのではないか。

⑦諸除有爲也…何らかの職に任命され、用務を與えられている者。

「除」は官吏の任命だけではなく、隸屬者に何らかの用務や役職を與える際にも用いられる。

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆（也）。有上令除之、必復請之。司空（秦律十八種150）

□、受錢毋過日八錢、過日八錢者、貲二甲、免。能入而弗令入、亦貲二甲、免。除居貨贖責（償）以爲僕・養、令出僕人。（嶽麓〔肆〕263）

本條と類似の内容をもつ二年律令412～413（注①所引）に「免老・

小未傳者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使」とあることから、「作業を免除された者」と解する餘地もある。だがここではひとまず、句作りのほぼ等しい秦律十八種と同じ意味に解釋した。

⑧八更…八交替制の輪番で役務につくこと。「一更」の期間は一ヶ月間で、八ヶ月のうち一ヶ月だけ役務につくのが「八更」である。

「更」については17～18簡注④参照。二年律令では、史やトとして資格を得た特殊技能者や、吏として一定の條件を満たした者は、56歳で「八更」の勤務形態となることを許された。

史・ト年五十六、佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更、六十、爲十二【更】。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當皖老者、爲十二更、踐更。（二年律令484～485）

⑨其皖老而皆不直更者…皖老であって、作業が行われる時にどの輪番にも当たっていない者。「皖老」とは、一定の年齢に達し、

徭役を半分免除されたり、頻度の低い輪番勤務を許された者の呼稱。皖老とされる年齢は爵位により異なる。なお、整理小組は「直」を「値」に読み替えるが、『漢書』の用例からその必要はないとみられるので、改めた。

不更年五十八、簪裹五十九、上造六十、公士六十一、公卒、士五（伍）六十二、皆爲皖老。（二年律令357）

五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當皖老者、爲十二更、踐更。（二年律令485）

皖老各半其爵繇（徭）員、入獨給邑中事。（二年律令407）  
每至直更、數過、吏弗求。〔師古曰、直、當也、次當爲更也。〕

〔漢書〕游俠傳 郭解

⑩元宦及冗官者…繼續勤務の皇帝の近臣と吏。整理小組は「宦」を「宦皇帝」、「冗官」を「散吏」とするが、「冗」は輪番ではなく繼續して役務につくこと、またその就役形態を指す語。17～18簡注④参照。「宦」を「宦皇帝（者）」とみた場合、それと對比される「官」は「吏」に該當しよう。「宦」は一字でも「宦皇帝（者）」を含意し、秩祿によって身分が示される吏と異なる、皇帝の近臣を指す。その場合、皇帝の近臣にも、「冗」と「吏」という勤務形態の違いがあったことになる。

吏及宦皇帝者、不與給傳送事。（二年律令411～412）

任有臯刑臯以上、任者貲二甲而廢。耐臯・贖臯、任者貲一甲。貲臯、任者弗坐。任人爲吏及宦皇帝、其謁者有臯、盡去所任、勿令爲吏及宦。（嶽麓〔肆〕217～218）

●令曰、吏及宦者・群官官屬・冗募群戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸。（嶽麓〔伍〕285）

⑪郵道橋…郵が管理する道や橋。「郵」については109～110簡注③参照。

⑫馳道行外者…邑の郊外を通る馳道。馳道は車馬が通行できるように整備された道路。とくに皇帝専用の道路を指す場合が多い。いずれにしても、馳道が邑の内側に生活道路としてあり、邑内部で完結しているとは考えにくいので、その整備は別に行われたのであろう。ただし別案として、「郵の道路・橋・馳道を整備するために郊外に行く場合」とする解釋も出た。

衛（衝）道、行禁苑中□□（龍崗秦簡46）

是歲、賜爵一級。治馳道。（史記）秦始皇本紀

又作阿房之宮、治直道、馳道、賦斂愈重、戍徭無已。（史記）李斯列傳

爲馳道於天下、東窮燕齊、南極吳楚、江湖之上、瀕海之觀畢至。道廣五十步、三丈而樹、厚築其外、隱以金椎、樹以青松。（漢書）賈山傳

敢行馳道中者、皆畀（遷）之。（龍崗秦簡54）

⑬勿以爲徭・徭役と見なさない。作業日数を徭役に服した日数として計算しない。

御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、諍、六日到旬、貲一盾、過旬、貲一甲。其得毆（也）、及詣。水雨、除興。興徒以爲邑中之紅（功）者、令結（縛）堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有臯（罪）、令其徒復垣之、勿計爲繇（徭）。●縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（斬）垣離（離）散及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞陝（決）、令縣復興徒爲之、而勿計爲繇（徭）。卒歲而或陝（決）壞、過三堵以上、縣葆者補繕之、三堵以下、及雖未盈卒歲而或盜陝（決）道出入、令苑輒自補繕之。縣所葆禁苑之傳山・遠山、其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋（無）雨時而以繇（徭）爲之。其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣嗇夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇（徭）。（秦律十八種115～121）

# 【解説】

縣レベルの民生の維持や再生産にかかわる各種整備事業・労働に

において、徴發されるべき者を規定する條文である。睡虎地秦簡の徭律は、徴發の対象となる者についてあまり言及しないが、本條文はむしろそこに重點を置いている。一方、二年律令で徭律に分類されている條文には、徴發対象とすべきでない者（皖老など）や、いかなる場合に誰を徴發するのか規定したものがあつて、本條文と一部記述が重なる。

まず冒頭に、「補繕邑院」などの作業が列擧され、この部分は注①に引いた二年律令412・413とはほぼ同文である。そのうち「奴苑」の「奴」について、二年律令譯注は『水經注』卷十一瀘水注に「不流曰奴」とあること、また「奴」を「渾」の假借とする説（『説文通訓定聲』）があることに據り「ぬかるみ」と解し、「塹奴苑」を「ぬかるみや苑の排水をおこなう」と譯した。しかしその後用例が増え（注③参照）、「奴苑」を一つの場所・施設とみるべき蓋然性が高まつた。龍崗秦簡にみえる「奴」について、王貴元は「鵞」の古字としている（『秦簡字詞考釋四則』、『中國語文』二〇〇一年第四期）。ここではこの「奴Ⅱ鵞」説をとり、「鵞苑」とは専ら力仕事に従事するような農耕馬を飼う牧場と考えた。さらに「爲吏治官及黔首」62簡第2欄には「治奴苑如縣官苑—奴苑を治むること縣官苑の如し」とあり、「鵞苑」は非官營の、民の牧場を指すようである。縣の民が共同で農耕馬の類を飼う牧場であるために、その整備が「黔首の利」に當たる場合があつたのだろう。

いずれにせよ、冒頭に列擧された作業は集落の近邊で行われるものであり、それが「黔首の利」に繋がる場合には、「冗宦及冗官——經常勤務の役人——」以外の者が幅広く動員された。「自不更以下」にはそうした者たちが、通常の徭役には動員されない者も含めて、列擧されているとおぼしい。しかし「及」字が連續する中に、

「及諸除有爲也」や「其皖老…」といった文章があらわれ、「也」の意味や「其」の指す内容などが不確かで、讀みにくい。ひとまず本譯注では、

- ・不更以下の一般人
- ・都官所屬の者（通常は縣の徭役には就かない）
- ・何らかの用務が與えられている者（同右）
- ・八更の者（就役の頻度が通常よりも少ない）

の四通りが列擧されており、「其皖老…」以下は「それら四通りの者のうち、「皖老」に該當する老人で、作業が行われる時に輪番にも當たつていなくても、これらの勞役には服する」の意であると解釋した。一方で、「其皖老…」は直前の「八更」のみを補足説明するものと見る別案も出た。さらに「八更」の後などにあつた動詞が、誤記により書き落とされている可能性も残る。

右に擧げた區分のうち、徭役に服するか否かをめぐつては、「不更」（第四級）爵と「大夫」（第五級）爵との間にまず一線が畫される。第五級以上は爵稱に「大夫」がつくため、ある種の身分觀念が反映されている可能性がある。ただし、二年律令412・413では當該箇所の爵位が「公大夫」（第七級）になっている。時代による變化も想定し得るが、簡が不完全であるため詳細はわからない。

次に、「更」か「冗」という勤務形態の違いも境目となる。吏であつても「冗」（常勤）ではない者は、爵位が第五級大夫以上でなければ徴發対象となつた。下級の官吏は、民とは變わらない位置づけだったとみられる。

「除郵道橋」以下は、一轉して集落から離れた場所での用務について規定する。これらは「黔首の利」に直接結びつくとは見なされず、前段とは徴發対象が異なつたのだろうが、153簡冒頭の文字が讀

めず、詳細は分からない。

《一五四～一五五》

●繇（徭）律曰、毋敢傳（使）段（假）典<sup>①</sup>居旬于官府<sup>②</sup>。毋令士五（伍）爲吏養<sup>③</sup>・馬<sup>④</sup>。毋令典・老<sup>⑤</sup>行書、令居貲責（債）・司寇・隸臣妾行書<sup>⑥</sup>。  
154 (1374)  
155 (1406-1)

【譯】

徭律。官府で假典を十日間使役してはならない。士伍に吏の炊事係や馬の世話係をさせてはならない。里典・里老には文書を移送させず、居貲責・司寇・隸臣妾に文書を移送させる。

【注釋】

①假典…臨時の里典か。官職名に「假」を冠するのは、本職のある者が臨時に他の職務を代行する場合が多い。「屬」など、かなり等級の低い官にも「假」が見られる。とはいえ、里典にも「假」が置かれる場合があったとは考えにくく、誤字の可能性も疑われる。

謂令佐唐段（假）爲畜官□（里耶秦簡⑧ 919）

倉吏見三人、其一段（假）令佐。（里耶秦簡⑧ 1231）

以攻（功）勞次除以爲段（假）廷史・段（假）卒史・段（假）屬者、不用此令。（嶽麓〔伍〕 283）

②居旬于官府…十日間以上官府で働かせる。この場合の「居」とは

「居作」で、勞役につくことを指す。勞役においては「旬」（十日間）がひとつの單位となっていた可能性がある。

免老・小未傳・女子未有夫而皆不居、償日者、不用此律。（嶽麓〔肆〕 58）

●戍律曰、城塞陞鄣多陝（決）壞不脩、徒隸少不足治、以閒時歲一興大夫以下至弟子・復子無復不復、各旬以繕之。盡旬不足以索（索）繕之、言不足用積徒數屬所尉、毋敢令公士・公卒・士五（伍）爲它事、必與繕城塞。（嶽麓〔肆〕 188～189）

③吏養・吏のための炊事係。「養」は炊事係。30～31簡注②参照。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆（也）。有上令除之、必復請之。司空（秦律十八種150）

●倉律曰、毋以隸妾爲吏僕・養・官【守】府、隸臣少、不足以給僕・養、以居貲責（債）給之、及且令以隸妾爲吏僕・養・官守府、有隸臣、輒伐（代）之。倉・廚守府如故。（嶽麓〔肆〕 165～166）

卅一年四月癸未朔甲午、倉是□□

大隸臣廿六人□

其四人吏養、唯・冰・州□□（里耶秦簡⑧ 78正）

卅四年十二月倉徒簿取。

大隸臣積九百九十人、

小隸臣積五百一十人、

大隸妾積二千八百七十六。

●凡積四千三百七十六、

其男四百廿人吏養。

（里耶秦簡⑩ 1170）

錢三百五十 卅五年八月丁巳朔癸亥、少内沈出以購吏養城父士五(伍)得。得告戍卒贖耐罪惡。令史華監。瘳手。(里耶秦簡⑧1521)

④養馬・馬の世話係。

寄宿霍氏第舍、臥馬櫪間、夜聞養馬奴相與語、言語霍氏子孫欲謀反狀。(『史記』建元以來侯者年表・褚補・博成侯張章)

⑤典・老・里典・里老のこと。里典・里老の任命については嶽麓〔肆〕142～146簡参照。

●尉卒律曰、里自卅戶以上置典・老各一人、不盈卅戶以下、便利令與其旁里共典・老、其不便者、予之典而勿予老。(嶽麓〔肆〕142～143)

⑥令居貲債・司寇・隸臣妾行書・「居貲債」については66～67簡注

②参照。一般の文書は、居貲債、司寇、隸臣妾が移送の任にあつた。ただし、隸臣妾でも老人や子供、あるいは人格的に信用できない者には、文書の移送を任せてはならなかつた。また、制書や「縣恒書」など特別な文書については、文書ごとに移送させてはならない人びとが規定されていた。なお秦律十八種や二年律令の徭律には、徭役として民が従事する作業に「行書」はみえない。

獄東曹書一封。丞印。詣泰守府。廿八年九月己亥水下四刻、隸臣申以來。(里耶秦簡⑧1251)

廿九年十二月丙寅朔己卯、司空色敢言之。廷令隸臣□行書十六封、曰傳言。今已傳者。敢言之。(正)

己卯水下六刻、隸妾畜以來／綽手 郤手(背)(里耶秦簡⑧1524)

卅四年正月丁卯朔辛未、遷陵守丞配敢言之。遷陵黔首□佐均史佐日有泰(大)抵已備歸、居吏被繇(徭)使、及□前後書、至今未得其代、居吏少、不足以給事□吏。謁報、署主吏發。敢言之。二月丙申朔庚戌、遷陵守丞配敢言之。寫上□且令佐信行(正)

報別臧。正月辛未旦、居貲積壽陵左行 □(背)(里耶秦簡⑧161)

隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令。…(中略)…行書(秦律十八種184～185)

●行書律曰、有令女子・小童行制書者、貲二甲。(嶽麓〔肆〕194)

●行書律曰、母敢令年未盈十四歲者行縣官恒書、不從令者、貲一甲。(嶽麓〔肆〕196)

# 【解説】

本條は、特定の用務にあててはならない人びとについて、やや散漫に列挙する。最初の一文にある「假典」はよく分からないが、里典の任務に就いている者を、一定以上の期間官府に留め置いて使役することは禁じられた。里典は基本的に、里に常駐する必要があるためかと思われる。典・老の行書が禁じられた理由も、同じように考えられる。里耶秦簡のなかでは、典・老が行書にあたっている實例は今のところ見られない。これに對し、隸臣妾や居貲などによる行書の例は少なくない。

吏の炊事係については、士伍をその任に就けることが禁じられた。注③に引用したとおり、隸妾や司寇も吏養とはされず、主に隸臣があてられたことになる。ただし、注③に引いた里耶秦簡⑧121+⑧122では、士伍が吏養になっており、本條文と矛盾する。規定上は使役を禁じられている者が、実際には動員されることがあったの

かもしれない。ただし、この里耶秦簡にみえる者は他郡から配属されてきた更卒である可能性が高く、兵士は特別に吏養の仕事に就けられたとも考えられる。

# 《一五六～一五九》

●繇（徭）律曰、發繇（徭）<sup>①</sup>、興<sup>②</sup>有爵以下到人弟子<sup>③</sup>・復子<sup>④</sup>、必先請屬所執灋（法）<sup>⑤</sup>、郡各請其守、皆言所爲及用積

156 (1236)

徒數<sup>⑥</sup>、勿敢擅興<sup>⑦</sup>、及毋敢擅傳（使）赦童<sup>⑧</sup>・私屬<sup>⑨</sup>・奴及不從車牛<sup>⑩</sup>。凡免老<sup>⑪</sup>及赦童未傳者、縣勿敢傳（使）。節（即）

157 (1236)

載粟<sup>⑫</sup>乃發赦童年十五歲以上、史子未傳先覺（學）<sup>⑬</sup>室<sup>⑭</sup>、令與粟事。赦童當行粟而寡子<sup>⑮</sup>・獨與老

158 (1236)

父老母居<sup>⑯</sup>、老如免老<sup>⑰</sup>、若獨與庠（癯）病母居者<sup>⑱</sup>、皆勿行。

159 (1231)

## 【譯】

徭律。徭役労働として徴發するにあたり、有爵者以下、人の弟子・復子に到るまでを動員するときは、必ず所轄の執法に前もって申請し、郡ではそれぞれその郡守に申請し、いずれも作業内容および使役する徒の延べ人数を上申し、勝手に動員してはならず、また勝手に赦童・私屬・奴や徴用に該當しない車牛を使役してはならない。およそ免老および赦童のまだ傳籍されていない者は、縣が使役してはならない。もし穀物を運搬するのであれば、赦童の十五歳以上の者と、史の子のまだ傳籍されていないうちから學室で學んでいる者とを徴發し、穀物の運搬業務にあずからせる。赦童が穀物を運搬するにあたり、それが孤兒であったり、同居しているのが老いた

父母だけでその父母が免老の部類に入ったり、もしくは同居しているのが癯病の母だけだったりする場合は、いずれも運搬に使役してはならない。

## 【注釋】

①發徭…徭役として労働力を徴發すること。147～150簡注⑯參照。

②興…動員する。147～150簡注②參照。

③人弟子…私的な門生のことか。弟子は、秦律雜抄7～9簡では徭役免除の対象となっている。147～150簡注④參照。

④復子…親が老年となり、その世話のために徭役を免除された者。147～150簡注⑤參照。

⑤執法…地方に置かれた監察官。24～28簡注②參照。この場合、續く一節に「郡では太守に申請する」とあることから、所轄の執法に申請するのは内史の管轄區域の縣とみられる。

⑥所爲及用積徒數…作業や用務の内容と労働者の延べ人数。執法や郡守にあらじめ申請するのであるから、實際に働いた労働者の延べ人数ではなく、事前の見積もりであろう。ならば作業に

要する日數も、この時點で想定されていたはずである。

戌者城及補城。令姑（婁）堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將者、貲各一甲。縣司空佐主將者、貲一盾。令戌者勉補繕城、署勿令爲它事。已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻（功）及所爲、敢令爲它事、使者貲二甲。（秦律雜抄40～42）

有賢人、以間時行貧者、皆月券書其行、月及所爲日數、而署其都發及縣請（情）。（嶽麓〔肆〕245）

●戌律曰、城塞陞鄣多陝（決）壞不脩、徒隸少不足治、以間時歲一興大夫以下至弟子・復子無復不復、各旬以繕之。盡旬不足以索（索）繕之、言不足用、積徒數屬所尉、毋敢令公士・公卒・士五（伍）爲它事、必與繕城塞。（嶽麓〔肆〕188～189）

卅年八月貳春鄉作徒薄（簿）。

城旦鬼薪積九十人。

仗城旦積卅人。

春白粲積六十人。

隸妾積百一十二人。

●凡積二百九十二人。

卅人甄。

六人佐甄。

廿二人負土。

二人□瓦。（里耶秦簡⑧113+⑧1631）

廿八年九月丙寅貳春鄉守崎徒薄（簿）。

積卅九人。

十三人病。

廿六人徹城。（里耶秦簡⑧1230）

□四百尺、人功百五十六尺、用積徒千九百卅九人、人受袤三尺九

寸。（EPT57:73）

用積卒二萬七千一百卅三人、率日百廿一人奇卅九人。（22EDAC:7）

縣爲恆事及灑（灑）有爲毆（也）、吏、程、攻（功）、贏員及減員自二日以上、爲不察。上之所興、其程攻（功）而不當者、如縣然。度攻（功）、必令司空與匠度之、毋獨令匠。其不審、以律論度者、而以其實爲繇（徭）徒計。繇（徭）律（秦律十八種122～124）

⑦擅興・勝手に動員すること。

盜律有勃辱強賊、興律有擅興徭役、具律有出賣呈、科有擅作修舍事、故分爲興擅律。（『晉書』刑法志）

⑧敖童・詳細不明。傳籍以前の者のうち、より大きな者を指すと思われる。78+65簡注③参照。

⑨私屬・主人によって奴の身分を免ぜられた男子。77簡注①参照。

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及笄（笄）、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。（二年律令162～163）

⑩不從車牛・徵用の對象とならない車牛。この場合の「從」とは役務に従事することを意味し、「不從車牛」とは「従事しない車牛」、つまり徭役に際して徵用されない車牛と考えた。二年律令には、傳送の際に官有の車牛が足らなければ、大夫以下の一定の財産を有する者に車牛を供出させるとの規定がある。これ

を参照すれば、本條の「不從車牛」とは、官有ではなく、また一定の財産を有する者が所有する車牛でもなく、通常は徴用の對象となることのない車牛を指すのではないか。

有興而用之、毋更置。其有死亡者、時補之、從興有缺、縣補之。

（嶽麓〔肆〕<sup>181</sup>）

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其訾（貲）者與共出牛食・約載具。（二年律令<sup>41</sup>）

⑪免老…一定の年齢に達し、兵役・徭役負擔を免じられる者。54（59簡注<sup>23</sup>参照）。

大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。（二年律令<sup>356</sup>）

民產子五人以上、男傳、女十二歲、以父爲免<sup>□</sup>者、其父大夫也、以爲免老。（二年律令<sup>358</sup>）

委輸傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老・小未傳者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。節（卽）載粟、乃發公大夫以下子、未傳年十五以上者。（二年律令<sup>412</sup>、<sup>413</sup>）

⑫載粟…穀物の運搬。積み込みから運搬、積み卸しまでの一連の作業を指す。後文の「粟事」、「行粟」も同義であろう。

卅四年七月甲子朔癸酉、啓陵鄉守意敢言之。廷下倉守慶書言、令佐贛載粟啓陵鄉、今已載粟六十二石、爲付券一上、謁令倉守。敢言之。（里耶秦簡<sup>8</sup>1525）

此（訾）家壘山里焦賢。…（中略）…。載粟大石廿五石。就人、文德清陽里楊賞、年卅。用牛一。（78JIT23: 622）

節（卽）載粟、乃發公大夫以下子、未傳年十五以上者。（二年律令

413）

⑬史子未傳先學學室…「史」の資格を持つ者の子で、傳籍の年齢に達する前に學室に入った者。「學室」とは學校の一種とみられるが、史の子以外は入學できなかった。二年律令には「學室」はみえないが、史の子が十七歳から三年間學び、識字教本の類に基づいた試験を受けるという規定がみえる。一方、士伍の子が傳籍されるのは二十歳であったから（二年律令<sup>364</sup>、漢初には史の子は傳籍より先に本格的な學習を始めていた。

令教史母從事官府。非史子毆（也）、毋敢學學室、犯令者有辜（罪）。內史雜（秦律十八種<sup>191</sup>）

史・卜子年十七歲學。史・卜・祝學童學三歲、學佾將詣大史・大卜・大祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。試史學童以十五篇、能風（諷）書五千字以上、乃得爲史。（二年律令<sup>474</sup>、<sup>475</sup>）

⑭寡子…孤兒か。

寡夫・寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈十八、及夫妻皆瘠（癯）病、及老年七十以上、毋異其子。（二年律令<sup>342</sup>、<sup>343</sup>）

⑮獨與老父老母居「老如免老…「居」の下に點のようなものがみえるため、これを區切りの「」と釋した。「老父老母」を具體的に説明するために「老如免老」との一句が添えられ、それを本文から區別するために區切り符號がつけられたと考えられる。なお、二年律令には本條と類似する規定がある。

諸當行粟、獨與老父母居、老如院老、若其父母罷瘠（癯）者、皆

勿行。(二年律令408)

二年律令譯注では、右の簡の「獨與」の下「老」字は左半分しかみえないため、未釋字とした。しかし本條文と對比させた上で寫眞を確認し、「老」に釋讀を改めた。

①⑥獨與癰病母居者…前注にあげた二年律令408と比べると、あるいは「父」が脱落している可能性がある。徵發免除の條件は、父母がともに「癰病」であった場合とした方が合理的である。「癰病」(癰癰)については二年律令譯注342、343注④および363簡注③参照。

癰、罷病也。从病隆聲。癰、籀文癰省。(《說文解字》七篇下)

以保息六養萬民、……五曰寬疾。〔鄭注、寬疾、若今癰、不可事、不算卒、可事者半之也。〕(《周禮》地官 大司徒)

年老癰病、勿遣。〔師古曰、癰、疲病也、晉隆。〕(《漢書》高帝紀)

當傳、高不盈六尺二寸以下、及天烏者、以爲罷癰(癰)。(二年律令363)

癰、罷病也。〔段注、病當作癰。罷者、廢置之意。凡廢置不能事、事曰罷癰。平原君傳、蹇者自言不幸有罷癰之病。然則凡廢疾皆得謂之罷癰也。師古注漢書、改罷病作疲病、非許意。〕(《說文解字》七篇下)

# 【解説】

本條では、まず縣で徭役勞働を編成する際の申請先と申請内容が規定される。内史所屬の縣は執法に、郡所屬の縣は郡守に對して、具體的な作業内容と使役する徒の延べ人數とを事前に傳へる必要があった。こうした事前申告を行わなければ、それは「擅興」となっ

た。

それに續く「及毋敢…」以下は、徵發の對象から外れる者や、それらの者が特例として徵發されるケースについての規定となるが、赦童・私屬・奴および「不從車牛」の使役禁止に續き、「凡」以下には免老・赦童未傳者の使役禁止が述べられ、「赦童」についての言及が重複するなど、羅列の方法が不自然である。本條文はいくつかの法文を一條にまとめたもので、その整理のされ方が杜撰なのではないかという印象を受ける。

「赦童」は原則として使役が禁じられたが、「載粟」にだけは十五歳以上の赦童を特別に動員することができた。穀物運搬が特例とされる理由は定かでないが、通常の物資運搬よりは緊急性が高かったことなどが想定されよう。「載粟」が通常の「委輸・傳送」と區別され、本來は使役できない者を動員し得たことは、注⑪に引いた二年律令412、413からも確認できる。ただしこの二年律令では「赦童年十五歳以上」ではなく「公大夫以下子、未傳年十五以上者」が特別動員の對象となっている。

さらに本條文では、「載粟」には史の子の未成年者をも動員できたことが、あわせて述べられる。これもやや唐突に羅列されており、なぜ史の子についての言及があるのか、はつきりしない。「載粟」の役務には穀物運搬關連の文書事務も含まれ、史の子はそのために驅り出されたのではないかという意見も出た。

赦童の特別動員についての規定に續き、その場合にも動員されない赦童について最後に附言される。それは赦童が孤兒であったり、父母が高齡、ないしは何らかの障害を持っており、他に同居者がいない場合である。未成年であっても、壯健な男子が世帯にひとりはいなくてはいけない、とされたのだろう。注⑮に引いた二年律令408

がこれに類似する條文である。

《一六〇～一六一》

●傳律<sup>①</sup>曰、隸臣以庶人爲妻、若羣司寇・隸臣妻<sup>②</sup>、懷子<sup>③</sup>、其夫免<sup>④</sup>。若元以<sup>⑤</sup>免<sup>⑥</sup>・已拜免<sup>⑦</sup>、子乃產、皆如其已。 160 (256)  
免吏（事）之子<sup>⑧</sup>。女子懷夫子而有辜耐隸妾以上、獄已斷<sup>⑨</sup>而產子、爲隸臣妾、其獄未斷而產子、各 161 (256)  
如其夫吏（事）子<sup>⑩</sup>。收人<sup>⑪</sup>懷夫子以收、已贖爲庶人、後產子、爲庶人。 162 (256)

【譯】

●傳律。隸臣が庶人を妻としたり、もしくは女子が諸々の司寇や隸臣の妻となったりし、その妻が妊娠した場合、その夫が免じられたか、もしくは長期勤務により免じられたか、すでに爵を拜して免じられたかした後、子が生まれたなら、いずれもすでに免じられた身分の者の子と同様にする。女子が夫の子を妊娠してから耐隸妾以上に相當する罪を犯し、裁判が完了して子を生んだなら、子は隸臣妾とし、その裁判が完了しないうちに子を生んだなら、子はそれぞれその夫の身分の者の子と同様にする。收人が夫の子を妊娠してから没收され、すでに贖って庶人となり、その後子を生んだなら、子は庶人とする。

【注】

①傳律…傳籍に關する律。秦律雜抄と二年律令に、律名として見える。

匿敖童、及占瘠（癘）不審、典・老贖耐。●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐（詐）僞者、貲二甲、典・老弗告、貲各一甲、伍人、戶一盾、皆畀（遷）之。 ●傳律。（秦律雜抄32～33）

■傳律（二年律令366）

②隸臣以庶人爲妻、若羣司寇・隸臣妻…（1）隸臣が娶った妻と（2）婚姻のち夫が罪を犯して司寇・隸臣となった女性とが並列されていると考えられる。しかし「隸臣（男性刑徒）が：司寇や隸臣の妻となる」というのは整った文章といえない。何らかの省略・脱文があるやもしれず、若干言葉を補って譯出した。

奴亡、以庶人以上爲妻、婢亡、爲司寇以上妻、黥奴婢頤（頤）類、畀其主、以其子爲隸臣妾。（嶽麓〔肆〕89）

③懷子…妊娠する。47～48簡注③參照。

④免…ゆるす。ここでは隸臣・司寇がその身分から解放されること。後に續く「元以免」「拜免」以外の「免」としては、例えば恩赦による解放などが想定できる。

隸臣妾滿二歲、爲司寇。司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人。（漢書 刑法志）

工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。（秦律十八種156）

⑤元以免…「元」とは「更」と異なり、輪番に加わらず、長期にわたり服役すること。「元以免」とは、長期の服役と引き替えに刑徒身分から解放されることか。例えば長期にわたり邊境防備

の任に就けば、隸妾となった近親を免じることができた。

百姓有母及同姓（生）爲隸妾、非適（調）辜（罪）毆（也）而欲爲冗邊五歲、母賞（償）興日、以免一人爲庶人、許之。（秦律十八種<sup>151</sup>）

⑥拜免…功績により拜受した爵と引き替えに、刑徒身分から解放されることか。

百姓内粟千石、拜爵一級。（『史記』秦始皇本紀）

●能捕以城邑反及智（知）而舍者一人、捧（拜）爵二級、賜錢五萬。（嶽麓〔伍〕<sup>173</sup>）

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。（秦律十八種<sup>155-156</sup>）

⑦如其已免事之子…整理小組は「事」を「使役」とするが、陳偉は「身分」という方向で理解する（嶽麓秦簡肆校商〔貳〕簡帛網二〇一六年三月二八日）。「事」とは身分に應じて與えられる任務、つとめのことで、ひいては「身分」そのものを意味する。この「已免事之子」とは「すでに免じられた、非刑徒身分の者の子」と解釋した。

事、職也。（『說文解字』三篇下）

有鞠、敢告某縣主、男子某有鞠、辭曰、士五（伍）、居某里。可定名事里、所坐論云可（何）、可（何）辜（罪）赦、或覆問毋（無）有、遣識者以律封守、當騰騰、皆爲報、敢告主。（封診式<sup>6-7</sup>）

有不從律令者、都吏監者□舉劾、問其人、其人不亟以實占吏其名、吏（事）官、吏三問之而不以請（情）實占吏者、行其所犯律令辜、

有（又）駕（加）其辜一等。（嶽麓〔伍〕<sup>168-169</sup>）

別案として、「事」とは刑徒としての勞役を指し、「已免事之子」で「すでに刑徒としての勞役を免じられた者の子」の意ではないかとする意見も出た。その場合、後文の「其夫事子」の「事」は衍字と見なさざるを得ない。

⑧獄已斷…裁判がすでに完了すること。

以乞鞠及爲人乞鞠者、獄已斷乃聽、且未斷猶聽毆（也）。獄斷乃聽之。（法律答問<sup>115</sup>）

【●】五年十一月戊寅、令耐辜以下獄已斷而未過六包（旬）者、得以賞除。過六旬不得除。…（中略）…獄已斷過六旬不得以賞除者、或亡及有它辜耐爲隸臣以【下】而因以獄斷未過六旬以賞除免爲庶人者、皆當各復故吏（事）、不得爲庶人、各以計櫛籍逐之。●廷甲 四（嶽麓〔伍〕<sup>191-193</sup>）

⑨如其夫事子…「夫事子」とは「夫と同じ身分の者の子」と解釋した。注⑦も參照のこと。「爲隸臣妾」に對し、刑徒としては扱わず、夫の身分に應じてその子の身分を決めることを言うのであろう。

⑩收人…近親の罪に連坐して、身柄を官府に沒收された者。爵や財物により身柄を贖うことができた。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻・子・財・田宅。（二年律令<sup>174</sup>）

賊殺傷父母、牧殺父母、毆（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令母得以爵償、免除及贖。（二年律令<sup>38</sup>）

【解説】

妊娠中に生じた父母の身分の變化にともない、生まれた子が如何に扱われるのかについて規定する。具體的には、次の三通りにについて述べる。

（1）父が隸臣や司寇だったが妊娠中に免じられた↓免じられた者の子として扱われる。

（免じられていなければ、子も刑徒。父の身分によって決まる。）

（2）母が妊娠中に耐隸妾以上に相當する罪を犯した↓結審後に生まれれば子も隸臣妾、結審前なら父の身分の者の子と同じ。

（結審前なら刑徒の子ではない。子が生まれてその身分が決まると、母が刑徒になっても子の身分には影響がない。しかし出生時の母の身分が刑徒であれば、子も刑徒となる。）

（3）母の身柄が妊娠中に没收されたものの、贖つて庶人に戻った↓庶人とする。

（母が庶人に戻っていれば、生まれた子も庶人。）

（2）のケースについていえば、たとえ父が一般人であっても、出生時に母が隸妾以上の刑徒であれば、子も刑徒身分にされたことになる。次の法律答問と同様に、子の身分を決めるのが必ずしも父親の身分に限らないことが分かり、興味深い。

●可（何）謂夏子。●臣邦父、秦母謂毆（也）。（法律答問178）

なお本條文の内容は、直接は傳籍と結びつかない。だが生まれた子供（特に男子）の身分は、その者が傳籍されるか否か、何歳で傳籍されるのかといった點と關連するので、傳律に收められたのだろう。

《一六三》一六四

●倉律<sup>①</sup>曰、縣官縣料<sup>②</sup>出入必平<sup>③</sup>、稟禾美惡相襍<sup>④</sup>、大輸令丞<sup>⑤</sup>視令史・官齋夫視平<sup>⑥</sup>、稍稟<sup>⑦</sup>、令史視平、不從令、賞一甲。  
163 (1251)  
164 (1254)

【譯】

倉律。官府が計量する際には出納を正確にせねばならず、穀物を支給する際には良いものと悪いものが混じりあうようにする。大規模な輸送であれば丞に監督させ、令史・官齋夫に監督して正確さを點檢させる。少量の支給であれば、令史に監督して正確さを點檢させる。令に従わなければ、賞一甲。

【注】

①倉律…倉律は、嶽麓〔肆〕には本條と次條が見え、さらに秦律十八種にも律名として見える。

妾未使而衣食公、百姓有欲段（假）者、段（假）之、令就衣食焉、吏輒被事之。倉律（秦律十八種48）

②縣料…重量・容量を計ること。

有實官縣料者、各有衡石贏（彙）・斗甬（桶）、期踐。（秦律十八種194）

縣料而不備其見（現）數五分一以上、直（値）其賈（價）、其貲・許如數者然。（效律12）

③出入必平…「出入」は支出と納入。「平」は、睡虎地秦簡では「正」と書かれ、度量衡器の點檢を行うこと。

入禾稼・芻粟、輒爲詹籍、上內史。●芻粟各萬石一積、咸陽二萬一積、其出入・增積及效如禾。倉（秦律十八種28）

正七體以役心。平八索以成人。〔注、平、正也。〕（『國語』鄭語）

●內史襍律曰、諸官縣料者各有衡石贏（疊・斗甬（桶）、期足、計其官、母段（假）黔首。不用者、平之如用者。（獄籠（肆）17）

有實官縣料者、各有衡石贏（疊・斗甬（桶）、期踐。計其官、母段（假）百姓。不用者、正之如用者。內史雜（秦律十八種19）

縣及工室聽官爲正衡石贏（疊・斗甬（桶）・升、母過歲壺（壹）。有工者勿爲正。段（假）試卽正。工律（秦律十八種100）

衡石不正、十六兩以上、貲官嗇夫一甲、不盈十六兩到八兩、貲一盾。甬（桶）不正、二升以上、貲一甲、不盈二升到一升、貲一盾。（效律3～4）

爲田開阡陌封疆、而賦稅平。平斗桶權衡丈尺。（『史記』商君列傳）

④美惡相雜…良いものと悪いものを混ぜ合わせ、品質を均等にする  
こと。

錢善不善、雜實之。…（中略）…百姓市用錢、美惡雜之、勿敢異。  
金布（秦律十八種64～65）

⑤令丞…後文の「令令史…」が「令史をして…」であることから、  
ここも「丞をして…」と使役に讀んだ。だが、重要な大輻の監  
督者が丞のみであったか否かは定かでなく、「令・丞が…」と  
讀むべきではないかという意見も出た。

⑥視・視平…「視」は見て調べる、立ち會つて監督する。「視平」と  
は「視」を行うと同時に、度量衡器の點檢も行うことであろう。

賜物及當粟糶米者、長吏閱視、丞若尉致。（『漢書』文帝紀）  
當監者、毋獨出、監視母輪（偷）、勿敢度、實官出入、積索求監。  
（獄籠（壹）「爲吏治官及黔首」63～3～68～3）

粟米一石九斗少半斗。卅三年十月甲辰朔壬戌、發弩繹・尉史過  
出資罰戍士五（伍）醴陽同□祿廿。

令史兼視平。過手。（里耶秦簡⑧761）  
稻四斗八升少半升。卅一年八月壬寅、倉是・史感・稟人堂出

稟隸臣嬰自（兒）槐庫。  
令史悍平。六月食。感手。（里耶秦簡⑧217）

⑦稍粟…「稍」は少額、少しずつ、の意。121～123簡注⑤參照。

# 【解説】

穀物出納の正確な管理と、公平な支給を命じたうえで、出納の監  
督責任者を指定する。大規模な出納であれば、丞が責任を負い、少  
量の、日常的な支給については令史が監督した。里耶秦簡には、實  
際に令史が穀物支給を「視平」する例が見える。

《一六五～一六六》

●倉律曰、毋以隸妾爲吏僕・養<sup>①</sup>・官【守】府<sup>②</sup>。隸臣少、不足  
以給僕・養、以居貲責（債）給之<sup>③</sup>、及且<sup>④</sup>令以隸妾爲吏僕・

165 (1370)

養・官守府、有隸臣、輒伐（代）之<sup>⑤</sup>。倉・廚<sup>⑥</sup>守府如故<sup>⑥</sup>。

166 (1382)

【譯】

●倉律。隸妾を吏の下僕・炊事係や官府の見張り役にしてはならない。隸臣が少なく、下僕・炊事係に充當するのに足らなければ、居賃債をこれに充當し、および暫定的に隸妾を吏の下僕・炊事係、官府の見張り役とし、隸臣がおれば、そのつどこれと交代させる。倉庫と厨房の見張り役は元のとおりとする。

【注】

①僕・養・「僕」は下僕、「養」は炊事係。109～110簡注⑪参照。

②官【守】府・「守」字は書かれていないが、整理小組が後文を参照して補うのに従った。「守府」は官衙の見張り役。里耶秦簡にも見え、戍卒や刑徒がその任につけられ、郵書の遞送などを擔當している。

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆（也）。（秦律十八種150）

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲毆（也）。有上令除之、必復請之。徒隸毆（繫）城旦舂・居賃贖責（債）而敢爲人僕・養・守官府及視臣史事若居隱除者、坐日六錢爲盜。（嶽麓〔肆〕271～273）  
一人廷守府。快。（里耶秦簡⑧663）

③以居賃贖給之・居賃贖債が僕・養に充てられる場合があつたことは、次の條文からも知られる。

諸有賃贖責（債）者、訾之、能入者令入、貧弗能入、令居之。徒隸不足以給僕・養、以居賃贖責（債）者給之。（嶽麓〔肆〕262）

④且・しばらく、暫定的に。隸臣の代わりに居賃債を僕・養とする

のとは異なり、隸妾を用いるのはあくまで暫定的な措置で、隸臣がいればこれに代えられた。

孫爲戸、與大父母居、養之不善、令孫且外居、令大父母居其室、食其田、使其奴婢、勿質賣。（二年律令337～338）

⑤廚・「倉」と同じく、縣配下の諸官の一つ。嗇夫が置かれた。

縣道司馬・候、廩有乘車者、秩各百六十石。毋乘車者、及倉・庫・少內・校長・繫長・發弩・衛（衛）將軍・衛（衛）尉士吏、都市亭・廚有秩者、及毋乘車之鄉部、秩各百廿石。（二年律令471、472）

入鷄一隻（雙）、十月甲子、廚嗇夫時受毋窮亭卒□（懸泉置簡10112）

③〔33〕粹九五）

帝令縣、廚賜食、衆積困饑、十餘萬人皆得飽飫。（『後漢書』劉盆子傳）

⑥倉廚守府如故・「如故」は「以前と同じ」すなわち「舊規定を適用する」の意か。

書卻、上對而復與卻書及事俱上者、繫編之、過廿牒、阶（界）其方、江（空）其上而署之曰、此以右若若干牒、前對・請若前奏。

●用疏者、如故。（嶽麓〔伍〕117～118）

吏如故、更事。卿如故、更鄉。（里耶秦簡⑧491）

●匈奴人入三十井誠勢北燧縣索關以內、舉燧燔薪如故。三十井縣索關誠勢燧以南、舉燧如故、毋燔薪。（居延漢簡E.P.F16:7）

太尉、秦官、金印紫綬、掌武事。……哀帝建平二年復去大司馬印綬・官屬、冠將軍如故。（『漢書』百官公卿表）

【解説】

隸妾に下僕・炊事係・見張り番をやらせることを禁じた規定。基本的に隸臣がその任に就き、隸臣が足りないときに限り居賢贖債がその任に当たり、一時的に隸妾が用いられることもあった。類似する規定が「内史倉曹令弟（第）乙六」として見える。

●令曰、母以隸妾及女子居賢贖者爲吏僕・養・老・守府、及母敢以女子爲葆（保）庸、令炊養官府・寺舍。不從令、貲二甲、廢。丞・令・令史・官嗇夫弗得、貲二甲。●内史倉曹令弟（第）乙六（獄籠〔伍〕255～256）

加えて、士伍も僕・養とはされなかった（獄籠〔肆〕154～155）。一方で隸臣が主として僕・養とされたことは、睡虎地秦簡からもうかがえる。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）

里耶秦簡でも、隸臣が「吏養」を務めている事例が多く認められる。

卅一年四月癸未朔甲午、【倉是】□□

大隸臣廿六人□

其四人吏養。唯・冰・州□□（正）

□午旦隸【妾】□□（背）（里耶秦簡⑧736）

卅四年十二月倉徒簿最。

大隸臣積九百九十人。

其男四百廿人吏養。

（里耶秦簡⑩1170）

その一方で、隸妾が「吏養」となっている事例は見あたらないが、「徒養」を務めている例は存在する（里耶秦簡⑥2294+⑥2305+⑧）

145)。

《一六七～一六八》

●司空律<sup>①</sup>曰、城旦春衣赤衣<sup>②</sup>、冒赤氈<sup>③</sup>、枸欝杖<sup>④</sup>之<sup>⑤</sup>。諸當衣赤衣者、其衣物<sup>⑥</sup>毋（無）小大及表裏盡赤之、其衣<sup>⑦</sup> 167（132）  
裘<sup>⑧</sup>者、赤其裏、□杖、衣之。仗城旦<sup>⑨</sup>勿將司<sup>⑩</sup>。春城旦出繇<sup>⑪</sup>（徭）者、毋敢之市及留舍閫外<sup>⑫</sup>、當行市中者<sup>⑬</sup>、回<sup>⑭</sup>、【勿行】。168（1412）

【譯】

●司空律。城旦春は赤い衣服を着用し、赤いフェルトをかぶり、刑具をはめる。およそ赤い衣服を着用すべき者は、その衣類は大・小および表・裏を問わず、すべて赤くし、裘を着用する場合は、その裏地を赤くし、…仗…、これに着せる。仗城旦は監督しなくてもよい。春や城旦が勞役に向う場合、市場に行ったり、市場の門の外にとどまってはならず、市場の中を通過せねばならない場合は、迂回し、通過してはならない。

【注】

①司空律…司空律は獄籠簡にもう一條（257～261）見える他、睡虎地秦簡にも現れる。

城旦春衣赤衣、冒赤氈（氈）、枸欝、標、杖之。仗城旦勿將司。其名將司者、將司之。春城旦出繇（徭）者、毋敢之市及留舍閫外。當行市中者、回、勿行。城旦春毀折瓦器・鐵器・木器、爲大車折聲（輶）、輶治（筭）之。直（值）一錢、治（筭）十。直（值）廿錢以上、孰（熟）治（筭）之、出其器。弗輶治（筭）、吏主者負其半。

司、空（秦律十八種147～149）

②赤衣…城旦春刑徒やそれに準ずる刑徒は赤い衣服を着せられ、他の刑徒と區別された。前注所引の秦律十八種147～149も参照のこと。

●諸當衣赤衣冒擅（氈）、枸櫞杖及當鉗及當盜戒（械）而擅解衣物以上弗服者、皆以自爵律論之、其皐鬼薪白粲以上、有（又）駕（加）皐一等。以作暑故初及臥・沐浴而解其赤衣擅（氈）者、不用此令、敢為人解去此一物、及吏徒主將者擅弗令傳衣服、及智（知）其弗傳衣服而弗告劾論、皆以縱自爵皐論之、弗智（知）、賞二甲。告劾、除。徒出將吏坐之、居吏弗坐。諸當鉗枸櫞杖者、皆以錢（鐵）當（鑄）盜戒（械）、戒（械）者皆膠致桎梏。不從令、賞二甲。●廷戌十七（嶽麓〔伍〕220～223）  
公士以下居贖刑皐（罪）・死皐（罪）者、居于城旦春、毋赤其衣、勿枸櫞標杖。鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖貨責（償）于城旦、皆赤其衣、枸櫞標杖、將司之、其或亡之、有皐（罪）。（秦律十八種134～135）  
重以貪暴之吏、刑戮妄加、民愁亡聊、亡逃山林、轉爲盜賊、赭衣半道、斷獄歲以千萬數。（『漢書』食貨志上）

③冒赤氈…「氈」はフェルト、「赤氈」は赤いフェルト製の被り物だろ。

共其毳毛爲氈、以待邦事。（『周禮』天官掌皮）  
山東之卒、被甲冒胄以會戰。（『戰國策』韓策一）

④枸櫞杖…いづれも刑具（かせ）。47～48簡注④参照。

所居以殺伐立威、豪猾吏及大姓犯法、輒論輸府、以律程作司空、爲地白木杵、春不中程、或私解脫鉗鉗、衣服不如法〔師古曰、鉗在頸、鈇在足、皆以鐵爲之〕、輒加罪答。（『漢書』陳萬年傳）

⑤衣物・衣類。

莽求見太后、具言長驕佚、欲代曲陽侯、對莽母上車、私與長定貴人姊通、受取其衣物。（『漢書』佞幸傳 淳于長）  
本始元年九月庚子、虜可九十騎入甲渠止北燧、略得卒一人、盜取官三石弩一・橐矢十二・牛一・衣物去。城司馬宜昌將騎百八十二人、從都尉追。（居延漢簡33・28）

⑥裘…かわごろも。

冬若夏賤衣而聯寒者、冬袍裘袴履及它物可衣履者、盡四月收。（嶽麓〔肆〕383～384）  
以裘・皮袴（袴）當袍・袴（袴）、可。（二年律令420）

⑦仗城旦…「丈城旦」とも書かれる。「仗（丈）」は「杖」に通じ、年老いて王杖を授けられた城旦とも、斬趾により足を失った城旦とも言われるが、詳細は不詳。

卅二年十月己酉朔乙亥、司空守國徒作簿  
城旦司寇一人  
鬼薪廿人  
城旦八十七人  
仗城旦九人  
隸臣毆（繫）城旦三人  
隸臣居貨五人

●凡百廿五人（里耶秦簡⑨ 2294（第一欄））

大夫以上年七十、不更七十一、簪裹七十二、上造七十三、公士七十四、公卒・士五（伍）七十五、皆受仗（杖）。（二年律令355）

⑧將司・監督する。24、28簡注⑫、49簡注②参照。通常城旦春には、二十人ごとに一人の割合で「將司」する者が置かれた。

⑨出徭・勞役に出ること。刑徒の勞役も「徭」と呼ばれた。徒隸行繇（徭）課（里耶秦簡⑧ 495）

⑩留舍闔外・「闔」は市場の門。

爾乃廓開九市、通闔帶闔。「綜曰、廓、大也。闔、市營也。闔、中隔門也。崔豹古今注曰、市牆曰闔。」（『文選』卷三張衡「西京賦」）融見其有窘色、謂曰、兄雖在外、吾獨不能爲君主邪。因留舍之。〔李賢注、舍、止也。〕（『後漢書』孔融傳）

⑪當行市中・「回」に對して、「行」は「通過する」の意であろう。道路清掃などの作業で、通常なら市場を通ることになる場合にも、刑徒は市場を迂回せねばならなかったのだろう。

⑫回・曲がる。迂回する。

見事風生、無所回避。「師古注、風生、言其速疾不可當也。回、曲也。」（『漢書』趙廣漢傳）

【解説】

城旦春の着衣について規定し、併せて仗城旦には監督者を置かなくてよいことや、城旦春が市場に近づいてはならないことについて述べる。注①に引用したとおり、同様の規定が睡虎地秦律十八種にも司空律の一條として收められる。本條文は、167簡の後半以外は墨が薄く、缺損もあり、判讀が難しい。釋讀はこの類似條文を参考にしてなされたのだろう。

附記

・本研究班の班員は以下の通り（二〇一七～二〇一八年度）。そのうち冒頭に列挙したのは、今回の譯注稿の原稿作成者である。

伊藤暉（關西大學・博士課程）・郭聰敏（立命館大學・博士課程）・魏永康（人文研・外國人共同研究者／中國・東北師範大學・講師）・古勝隆一（人文研・准教授）・佐藤達郎（關西學院大學・教授）・齋藤賢（京都大學・博士課程）・朱騰（人文研・招へい外國人學者／中國人民大學・副教授）・蔣曉亮（京都大學・博士課程／中國・武漢大學・博士課程）・角谷常子（奈良大學・教授）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・非常勤研究員）・土口史記（岡山大學・准教授）・畑野吉則（關西大學・博士課程）・藤井律之（人文研・助教）・宮宅潔（人文研・准教授）・宗周太郎（京都大學・博士課程）・目黒杏子（人文研・特定助教）・安永知晃（關西學院大學・博士課程）。

ゲストとして短期間参加した者は以下のとおり。

金秉駿（ソウル大學、二〇一七年一月）、陳偉（武漢大學、二〇一七年一月～二月）、路方鵠（浙江理工大學、二〇一七年五月～九月）。